

平成25年第1回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成25年3月8日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第1号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第2号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第3号議案 幸田町総合計画策定条例の制定について
- 第4号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
- 第5号議案 幸田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第6号議案 幸田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 第7号議案 幸田町民プールの設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 第8号議案 幸田町葬儀用祭壇使用条例の廃止について
- 第9号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第10号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
- 第11号議案 町道路線の認定及び廃止について会期の決定
- 第19号議案 平成25年度幸田町一般会計予算
- 第20号議案 平成25年度幸田町土地取得特別会計予算
- 第21号議案 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計予算
- 第22号議案 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第23号議案 平成25年度幸田町介護保険特別会計予算
- 第24号議案 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
- 第25号議案 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
- 第26号議案 平成25年度幸田町下水道事業特別会計予算
- 第27号議案 平成25年度幸田町水道事業会計予算
- 日程第3 予算特別委員会の設置
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 浅井武光君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君

10番 夏目一成君 11番 笹野康男君 12番 内田 等君
13番 丸山千代子君 14番 伊藤宗次君 15番 大獄 弘君
16番 池田久男君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	大須賀一誠君	副町長	成瀬 敦君
総務部	長	杉浦 護君	健康福祉部長	伊藤光幸君
参事		長谷寿美夫君	環境経済部長	鳥居元治君
建設部	長	鈴木富雄君	会計管理者	中山 豊君
総務部次長兼 総務課長		大竹広行君	建設部次長兼 都市建設課長	近藤 学君
教育	長	内田 浩君	教育部長	春日井輝彦君
消防	長	近藤 弘君	消防次長兼 庶務課長	山本正義君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦勞さまで。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開会 午前9時00分

○議長（池田久男君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 杉浦 護君 登壇〕

○総務部長（杉浦 護君） おはようございます。

本日、2点につきまして、おわびと、また、訂正のほうをお願いしたいと思っておりますのでございます。

まず、1点目でございますが、別冊の予算書及び説明書の訂正についてでございます。

内容といたしましては、142ページ、143ページにわたります債務負担行為に関する調書の関係につきまして、岡崎市新中間処理施設建設に係る記載が欠落をいたしていることが判明をいたしました。たび重なる訂正でまことに申しわけございませんですが、正誤表のとおり訂正をお願いいたしたく、よろしく願い申し上げます。

続きまして、質疑の御通告に当たりまして要求のございました資料につきまして、本日、お手元のほうに配付をさせていただきましたので、あわせてよろしく願い申し上げ

げます。

以上でございます。

〔総務部長 杉浦 護君 降壇〕

- 議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は14名であります。
議事日程は、定例会初日に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

- 議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を4番 鈴木雅史君、5番 中根久治君の御両名を指名いたします。

日程第2

- 議長（池田久男君） 日程第2、第1号議案から第11号議案の11件と第19号議案から第27号議案の9件、合わせて20件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いいたします。

では、第1号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第1号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第2号議案の質疑を行います。

まず、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

- 13番（丸山千代子君） 今回の職員給与の引き下げにつきましては、資料として住居手当に係る廃止によるのが1カ月分で100名分に対して15万円、年間にしますと180万円の減額となるわけでありまして、また、期末・勤勉手当につきましては、基礎額から扶養手当を削除する、そのことによって平成24年度における影響総額が479万1,000円という、こうした資料が出ております。

そこでお伺いをするわけでございますけれども、この地方公務員の賃金、これは自治体が独自に自主的に定めるものではなかろうかというふうに思うわけでありまして、今回の提案に当たっては、国との均衡を図る、こういうことが改正の理由として挙げられております。国との均衡とはなぜか、このことについてお伺いするものであります。

また、次に、政府のほうでは地方公務員の賃金を7月からさらに7.8%引き下げることを迫ってきているわけでありまして。こうした地方公務員の給与の相次ぐ引き下げ、このことが地域経済にとっても非常に影響を受ける、地域経済を疲弊させるだけではなかろうかと思うわけでありまして、この2点について、まずお伺いをいたします。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今回の職員の給与に関する条例の一部改正に関係してのご質問をいただきましたが、まず1点目でございますが、基本的には町として職員の給与というのは、やはり自主性をもって定めていくといったことが基本でございます。これにつきましては、議員の御指摘のとおりでございます。ただ、地方公務員法の第24条の規定に基づきますと、やはりその職務、責任に応じて、この関係につきましては定められているということでございまして、生計費並びに国ですとか、他の地方公共団体の職員、またそして、民間事業者等の給与、こういった諸事情というものを考慮して定めなければならないといったような規定がございます。

また、別に、地方公務員法の第59条、また、地方自治法の245条の4によりまして、国、都道府県からの技術的な助言ということもあるわけございまして、こういったことに伴いまして、国における取り扱いですとか本町の行財政上の状況、こういった実情を踏まえまして、今回、改正をお願いするということでございまして、よろしく願い申し上げたいと思います。

それから、2点目の給与削減の関係でございますけれども、国のほうでは7.8%といったことで、7月から特例法が設けられて、地方につきましてもそれに準じて取り扱いをするということでの総務大臣からの通達もあるわけございまして、現在、私どもとしてどういった対応をするかということまではまだ決めているわけではございません。今回の取り扱いにつきましては、地方公共団体の給与が高いとか、またそして、国の財政状況が厳しいからということではなくて、現下の最大の状況、今、日本における状況、こういったもの、特に災害等の関係に伴う日本再生という点につきまして着眼をされて、こういった面から、平成25年度に限って緊急的に行われるといった内容であるということ承知をいたしているところでございます。今後の取り扱いについては、今後、研究をしまいたいというふうに考えているところでございまして、よろしく願い申し上げます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今の答弁を聞いておりますと、いろいろ理由は言われたわけですが、まず、その第1番目の理由としては、幸田町における行財政の都合と、これが一番の大きな理由なのか、その点についても伺いたいと思います。

次に、期末・勤勉手当の基礎額から扶養手当を削減することによって、平均幾らの減額になるのかということでございます。割ってみれば、それは簡単でございますけれども、しかしながら、この削減額の一番大きいのはどういう世代に当たるのか、こういうことでございますが、対象者が全職員を入れると156人ということでございます。扶養手当は妻の場合が1万3,000円、子供が1人当たり6,500円、それから、15歳から22歳までの特定期間の上乗せとしてが5,000円あるわけでございます。こうした子育て世代に対して、この扶養手当を削減してくる、こうした点でいえば、暮らしを直撃する、こういう内容を含むものではなかろうかというふうに思うわけでありまして、その点についてはいかがかということでございますが。

また、子供につきましても、子ども手当から児童手当、そうした変わる中で、児童扶養手当も、これはなくなりますよね。そういう点からすれば、相次ぐしわ寄せというのが子育て世代に負担がかけられていく、こういう内容につながってくるのではないのでしょうか。この点についても伺いたいと思います。

また、次に、こうした給料にかかわっては職員組合との合意の問題でございます。今のいろいろな状況の中で、このことを納得させていく、そういう中で合意に持ち込んできたのではなかろうかというふうに懸念をするわけでございますけれども、その点については、組合との合意はどうなったか、お伺いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） まず、1人当たりの影響額ということでございますけれども、6月、12月、それぞれ支給をさせていただいているわけでございますが、そのときによって人数も若干違いますが、個々に御説明申し上げさせていただきたいと思います。

6月の勤勉手当ですと、全体では156人に支給をさせていただいております。1人当たりの影響額でいきますと1万5,243円ということでございます。また、12月の勤勉手当の支給状況でございますが、これよりも1人ふえまして157人、1人当たりの影響額で申し上げますと1万5,367円、約1万5,000円程度の金額になろうかというふうに考えております。

それから、住居手当の関係でございますけれども、こちらにつきましては、やはり持ち家ということございまして、まだ、親御さんが元気で活躍してみえますと、そういった親御さんが所有してみえるというようなこともあるわけでございますけれども、実際に持ち家ということになりますと、職員の中でもやはり中堅の方々が新たに住宅を持つとかいう形になろうかと思っておりますので、中堅の方々が多いうふうを考えているところでございます。

それと、行財政の都合ではないかというふうに、今、御指摘でございますけれども、こちらにつきましては、若干のそういった町の状況というものは、当然行財政上、今、厳しい状況の中でございますので、ないとは申し上げませんが、やはり今回の関係につきましては、国のほうでも依然からそういった見直しがなされてきているといったような状況がございまして、また、近隣におきましてもそういった見直しが順次図られてきているというような状況もございまして、こうした中で、私どもとしてもそういった均衡という部分を考えて場合には、こういった取り扱いをせざるを得ないというふうな考え方を持っているわけでございます。

それと、組合との関係でございますけれども、平成25年2月19日に職員組合のほうと確認書の締結をいたしまして両者の合意を得たところでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 若干、行政都合と言えないものはないと言われたわけですが、新聞紙上でも、国の方向の中でもそうでありますけれども、公務員の相次ぐ給与の引き下げということが大きな問題にもなってきております。特に7月においては7.8%を引き下げる。このことで、幸田町の場合は不交付団体ですので交付税ではないわけござい

ますけれども、交付団体においては交付税の算定に加えて、そして、これを減額をすると、こういうようなことがあって、非常にいろいろなところから問題提起がされているわけでございます。こうした内容もこれからは出てくる、今回の引き下げはそういう中にあるわけでございます。

また、3月1日からは退職金の減額、これも非常に大きな問題として、県下におきましても、全国で見ても、愛知県が一番前倒しの退職が多い、こういうことで、非常に公務員攻撃も進められてくる中で、国の均衡を図ると言われますけれども、しかしながら、比較をして見た場合は、こうした手当で給与の水準を上げてきたと、こういう経過もある中で、必ずしも国との均衡とは言えないではないか、こう思うわけであります。一番の内容としては、幸田町の財政都合と、こういうことが原因ではなかろうか、その点についても再度御答弁をいただきたい。

それから、平均の金額は出していただきましたけれども、平均は、これは単純に割れば出てくるわけでございますが、一番の引き下げになる世代はどの年代かということでございます。一番引き下げ額が大きいのは幾らになるのか、その点についてお尋ねします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今回、この見直しにかかる内容につきまして、議員おっしゃられますように、この関係以外にも退職金、また、いろいろなことで公務員の給与の諸手当、そういったものに対する見直しというもの言われているところでございます。私どもとしても、やはり職員の給与というものは生活給という部分でございます。そうしたことを考えた場合に、私どもとしては、やはり職員の生活というものも配慮をしていかなければならないということがございます。ただ、先ほどから申し上げておりますように、町の財政上の問題、また、そして国との関係、いろいろな関係、そういった中で私どもとして、また、町民の方々に御理解いただけるような給与水準、こういったものの対応ということも考えていかなければならないということでございますので、この点につきましては御理解をいただきたいというふうに思うところでございます。

それから、扶養手当のカットに伴います、どの辺の影響が大きいかということでございますが、やはり扶養家族の多い、また、そして年代的にも、先ほど申し上げたですが、中堅的な部分の方々が職員としては対象者として多いというふうに考えているところでございます。直接の年代的なものまでにつきましては承知をいたしておりませんので申しわけございませんが、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 単純に扶養手当の引き下げについて言えば、職員で扶養している家族が多ければ多いほど、これは金額が反映されるわけでございますので、子育て世代を直撃すると、こういう内容になるかというふうに思いますが、中でも、この引き下げ額の大きい金額というのは幾らになるのか、その点については全く出てこないのか、それと、後でまた出していただきたいというふうに思うわけであります。

やはり、こうした相次ぐ引き下げが、確かに公務員の給与が高いと言われている中で住民の皆さんの理解を得る、こういうことを言われるわけでございますけれども、しか

しながら、必ずしも高所得者とは限らないわけでございます。やはり地方公務員の給与水準が、これは地方に働く民間労働者の水準、こういう均衡を図りながら地域経済を支えていく、そういう内容から考えていけば、公務員の給与の引き下げも、これは民間労働者の給与水準の引き下げ、こういうことにもつながってくるわけでありまして、まさに地域経済を疲弊させるものではなかろうかというふうに思います。中でも相次ぐ引き下げというものは、やはりこれは何らかの形で歯どめをしていかなければならない。そうしたときに、今回のこの扶養手当の引き下げというものについてはいかがかというふうに思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 大変申しわけございませんが、本町におきます、今回のこの扶養手当の基礎額から除外によりましての一番の影響額ということでございますが、ちょっと今、手持ちに持っておりませんので、後ほど御答弁を改めて申し上げさせていただきますと思います。

それと、やはり、公務員の給与の関係につきましては、民間水準、人事院勧告とか、そういったものも当然あるわけでございますけれども、そうした中で民間との給与水準のバランス、またそして、財政状況とか、いろいろなそういった視点の中で定められてくるということでございます。そうした中で、各自治体とのまたバランスということもございまして、今回の中におきましては、他の自治体におきましても扶養手当が算定基礎額の中に含まれていないところが多くなってきているというようなこともございまして、今回、見直しをさせていただくということでございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 昨年の総選挙で民主党政権から自公政権が誕生しました。安倍内閣が発足してアベノミクスだと。三つの矢だと。3本とも折れてしまったので、矢を射ればどこに飛んでいくかわからないと。どこへ飛んでいくかわからないと言いながら、アベノミクスでデフレ脱却だと。成長政略だと。こういうのを掲げられて、総務部長、あなたは、「地方自治法や地方公務員法で国、県の技術的な助言がある。それに従わなければならない」と、こういうことを言われたですよね。違いますか。

そういったときに、成長戦略に逆行しませんか。デフレ脱却に逆行しないか。ということは、あなたの言っていることは、国や県の技術的な助言があるから、その助言に従わなければいけないよと言って今回引き下げたけれども、アベノミクスでは、デフレ脱却だ、成長戦略だと。経団連の米倉会長に遠慮しいしい、「ちょっと賃上げしてくれないかな」と。「そんなものできるか」と米倉会長が言ったら、つい最近、「そんな米倉会長は首にしてしまえ」と、こういう週刊誌の見出しがあった。つまり、世を上げてデフレ脱却だと、成長政略だと。その内容のよしあしは別です。別ですけども、つまり、今の日本のどうしようもないデフレ状況からどう脱却していくか。これは政府を挙げてやっている。

そうしたときに、あなたは、「国や県の技術的な助言がございますので」と。それは、助言というのは強制力を持つものか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） あくまでも助言でございますので、強制力があるということではございません。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） お説のとおり。では、なぜその助言という言葉を持ってきたのか。

そこへたどり着きたいし、それを隠れみのにして、矢が飛んできて、国の助言ここにありとって身を潜めているわけだ。しかし、やっていることは何なのか。一番影響が出てくるのは、期末手当に扶養加算を廃止するということなんだ。住居手当についてはいろいろな観点がありますよと。これはまた総務委員会に付託をされる案件ですから、そこでしっかりやりますけれども、少なくとも扶養手当というものについて、これは基本的に手当というのは本来あるべき基本給のレベルを何だかんだと引き下げている。だから、それは基本的に賃金の後払い的性格ということには直接的にはならないけれども、賃金の下支えをする各種手当の中の主要な部分が扶養手当だという点からいくと、まさにあなた方のやっていることはおかしなことではないか。ほかの市町もどうだという連れ小便ですわ。連れ小便ではなくて、では、扶養手当が子育て世代を中心にして、あなたも答弁されたように、中堅職員にいろいろな影響が出てくる。中堅というのは、まさに子育て真っ最中と。金は幾らあっても足りない。こういう中で削減をしていく。それについて、町の財政がどうかこうとかということと言われるけれども、みんな一生懸命働く中で、その反対給付として賃金の足らず米を補てんをするという扶養手当の性格というものについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 人それぞれ生活をしていく、また、子供さんが結婚されて、また、そして子供さんが生まれ、家族を職員が養っていく、その家族の人数に応じても手当は違って来るわけでございますけれども、そうした部分での配慮をしていく、こういった意味で、こういった手当ということは非常に重要なものだというふうには理解をいたしております。

ただ、この期末・勤勉手当という、まず、この手当の性格でございますが、期末手当につきましては、民間という言い方がいいかどうかわかりませんが、ボーナスでございますけれども、基本的な部分でのそれまでの勤務実績等に基づいて支給がなされるということでございます。ただ、勤勉手当につきましては、これはまた性格の異なるものでございまして、勤務成績ですとか、また能率給、こういったような性格を有するというので、民間の賞与に類似した手当というようなことが言われているところでございますので、そういった意味で、期末手当のほうの扶養手当の計算式の基礎額の中には扶養手当というのは入るわけでございますけれども、今回、勤勉手当の関係につきまして、この点について、国、県ですとか、他の自治体とのバランスを図らせていただくということでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 総務部長、賢いな。私が言い間違えたものをちゃっとつかまえてばつとやるやな。手違い、間違い、言い違いがあるだ。まあ、いいや。それは私が言い間違いをしたわけだからな。だから、基本的に扶養手当は賃金の後払いではないよと。それは、期末手当はそうだと。この辺は訂正をしておきます。

要は、その扶養手当を中心にした子育て世代、大変な状況はあるわけだ。そうしたときに、ことしの2月18日に厚生労働省が勤労者の統計調査確定報告というものを、いわゆる確表、確表という、確定した報告という確表というのが出されました。それでいきますと、12年、度ではなくて、12年は31万4,127円、前年比で0.7%下がっているというのは、勤労者の所得水準がどんどん下がっていくときに、デフレ脱却だ、成長戦略だと。そんなことをやっても一番のデフレ脱却の中心は、国内消費の6割を占める働く人たちの懐を、収入や所得をどれだけふやすのか。それが一番肝心なんですよ。アベノミクスで幾ら成長戦略だといっても、どんどん、どんどん官民挙げて給料の引き下げ競争、給与水準の引き下げ競争をやっていたら、これは、デフレなどは脱却できないわけです。国会でもそういうおかしなことをやっているからといって追及されて、先ほども申し上げたけれども、経団連の米倉会長に、「ちょっとやってくれないかや。私の立場もないわ」といってもみ手、すり手しながら頼みに行ったら、「そんなもの聞けるか」と米倉会長は言っているわけだ。

結局、どれだけ国民の懐を温めて豊かにするかということが一番日本のデフレ脱却ということにあるときに、自治体が今ある水準を引き下げていくと。今ある水準を維持し、若干でも引き上げていくということがデフレ脱却、成長戦略になるでしょう。それを、その水準を引き下げて、政府に刃向かって矢を射っている、こういうことにはなりませんか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 国に刃向かうかどうかということでございますけれども、先ほど来、申し上げておりますように、この給与のあり方、こういったものにつきましては、私どもに人事委員会とかそういったものがあるわけではございません。そうした中で国の人事院勧告なりを見据えながら、私どもとしては給与の水準という一定のものを一つの指標として判断をさせていただいているところでございます。

そうした中、今回の諸手当の関係につきましても、繰り返しになりますが、国ですとか県、こういったものとの均衡を図っていくという部分で、まだまだほかの諸手当についてもいろいろあるわけでございます。そうした中で、可能な限り、住民の方々の御理解を得ながら、この給与のあり方というものはお示しをしながら理解を求めていくということでございます。私どもがやはり突出するというようなことは当然あってはいけないということでございます。また、職員の生活というものも守っていかなければならないということもございます。いろいろな観点の中で、今回は、いずれにしても、その国のデフレ脱却、今、議員おっしゃられますように、そういった国の政策というものが非常に今やられているということは当然理解をいたしておりますし、民間のほうにそういった働きかけがなされているということも理解をさせていただいているところでござ

います。ただ、こういった部分につきましては、そういったバランスということも考えていかなければ住民の方々の御理解というものもなかなか難しいというところがございますので、今回のところは非常に影響が少ない部分という言い方は悪いわけでございますけれども、可能な範囲、影響の少ないようにということで、職員にも無理をお願いしているということでございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回は、言ってみれば、附属給という性格の給与を引き下げていく、こういうことですが、政府自身がねらっているものは何か。それは、国家公務員、地方公務員を含めた公務員の給与を引き下げていく。なぜやるのか、国の財政がどうのこうのという以前の問題として、政府のねらいは消費税増税と社会保障の水準を引き下げていく。そのために国と地方の公務員の賃金を引き下げて露払いにしていく。公務員の給与をこれだけ引き下げたのではないかとって社会補償の水準を引き下げていく。さらに、消費税増税も、国の借金が1,000兆円だと。大変だといって、その中でぬくぬくしているのは公務員だと、公務員の給与を引き下げるのだといって、国民に納得をさせるということではできないけれども、まず公務員が身を切れという形の中で出てきているのが一つ。

先ほど申し上げたデフレ脱却の関係は先ほど申し上げたとおり。

それから、もう一つは、たまたま幸田町は地方交付税の不交付団体、ぎりぎりのところへ来ているわけだな。そのことはまた後ほど当初予算の中で触れますけれども。公務員の賃金やそういう労働条件にかかわって国から交付税を受けている交付団体は、そこへペナルティーみたいな形で国や県の助言。そんなものは助言は助言だと、右から左に聞いたよというだけで、そういう態度を示す、態度と言っではいけない、そういう姿勢をとっている自治体も結構あるわけだ。ですけれども、そういうことをやれば、ペナルティーではないということを行いながら、交付税でもってむちを当ててくるわけですよ。ですから、町長も加盟してみえる地方6団体と、こういうのがございますよね。地方6団体は国のそのような財政を盾にしてペナルティーとむちを当てるようなやり方、「おれの言うことを聞けと、国の言うことを聞かないのは交付税でもって影響を及ぼすよ」というのは、それはおかしいではないかと地方6団体がみんな声を上げているわけだ。

「国と地方の関係でいけば対等平等で、介入などをしてくるとは何事だ」と、こういう形で声を上げている。デフレ脱却だ、成長戦略だ、アベノミクスだと言われながらも、そういうやり方についてみんな批判の声を上げているといったときに、幸田町はたまたま不交付団体ということですが、やられてくることは一緒なんです。交付税に直接的な影響は与えられていない。しかし、言ってくることは、総務部長の言われたように、国や県の技術的な助言だと。助言に従わなかったら後が恐ろしいと、こういう思いが先に立ってしまうわけですよ。ですから、今回、たまたま住居手当と期末手当にかかわる扶養手当の加算の関係は、やはりそういった中で取り組まれてきている内容だというふうに思いますが、そういう視点観点はございますか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 少し話題が違いますが、先ほど丸山議員の御質問にもございま

したが、7.8%の給与の一時的なというのですが、そういった財政的な部分での全国的なそういった災害対策、いろいろなものに対する緊急的な措置ということで7.8%の切り下げということが今、言われているわけでございます。そうした中でも、市長会、また町村会、いろいろな団体の中から、今、御指摘のございましたように、地方への介入ではないかとか、いろいろな御意見が出ているところでございます。そうした中で、私どもとしても、今後、国のほうのそういった特例法がもう成立をいたしておりますので、その中でこういった形がとれるのかということとは、また、今後よく考えていかなければならないということでございます。不交付だからといっても、やはり特別交付税だとか、そういった部分での交付ということもあるわけでございまして、全く影響がないということではなかろうかとは思いますが、よくその辺については見きわめて判断をしていかなければならない点であろうというふうに思っております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第2号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第3号議案の質疑を行います。

まず、5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） 第3号議案 幸田町総合計画策定条例の制定についての質問をします。

初歩的な最初の質問ですが、もう過去、既に5回ほど、この計画はできておりますが、今までこういった条例なしで決めてきたと。なぜ今この時期にこの条例が必要なのか。ないとどういう不都合が起きるのかということについてお願いをします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 条例化に伴いますこの必要性は何かということでございますが、これまでは、御案内のとおり、地方自治法にもたれまして、その中で、その総合計画の策定という基本構想についての策定義務が示されていたわけでございます。今回、地方自治法の一部改正に伴いまして、この基本構想の法的な策定義務というものが撤廃をされたということございまして、いわば市町村のほうの独自の判断のもとにこういった計画というものを定めていくということでの、地方への権限委譲というように、ちょっと言い方がどうかわかりませんが、そういった意味合いがあるかというふうに思うわけでございます。これがあるから、ないからというものが特にあるわけではございません。ただ、今回、制定条例を今回上程させていただいた理由につきましては、提案説明の際にも申し上げたところでございますが、私どもとしてはこれまでどおり、この総合計画というものを町の長期的な指針として位置づけて、これを議会の皆様方と一緒に、この計画をつくり上げていくといった非常に重要なものだというふうに理解をいたしているところでございますので、そういった意味で、今回、この条例を、策定をしなくても本当ならいいのかもしれないかもしれませんが、私どもとしてのその姿勢、こういったものはこの中で示させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そうしますと、この総合計画がほかの計画、特に、マスタープラン系の計画の上位計画に位置づけられるというふう聞いております。この条例の第2条の基本構想に、「この総合計画が町政の最高理念である」という条文があるんですね。これがそのことを言っているのかどうかということについての確認をしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 総合計画のその位置づけということでございますけれども、今、議員おっしゃられますように、私どものこの幸田町としての将来的なあり方、いろいろなそういった計画づくり、そういったものの一番の柱になる計画でございます。そうした意味で、ほかの、今、お話がございましたように、都市計画マスタープランですとか、いろいろなそういったものとの整合性も図りながら、ただ、基本となるものは、あくまでも総合計画を中心に考えていくということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そうしますと、これの第7条にこんなふう書いてありますね。「ほかの計画を策定するときと変更するときは、この総合計画との整合性を図る」と。要するに、策定するときと変更するときでございますから、これでは都市計画などの下位計画が中間年を迎えるまで総合計画の最高理念というのが反映されるのかどうかということについてお伺いします。既に動いている計画の軌道修正はどの段階であるのかということでございます。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 御指摘のように、現在、計画がそれぞれのものが今、動いている部分も当然あるわけございまして、その時代、時代に合ったその計画ということで、その計画もつくり上げられてきているというふうに理解をいたしております。今回、総合計画として、これからの何年計画になるかどうかということも、またこれからいろいろと考えていかなければならないことではあるわけございまして、その場合に、今の、例えば、都市計画マスタープランがどういう考え方でいるのかとか、そういったことも含み合わせながら総合計画というものは考えていかなければならないということでございますので、場合によっては、その辺の見直しということも、両者のほうで見直しということはあるかもしれませんけれども、現時点では、このそれぞれのマスタープランとかそういったものも、それぞれの審議会の中でいろいろと御意見をいただいた中で成案になってきているわけございまして、それはそれとして、また機会を見て、そういった見直しがもしされるということであれば、それはされていくということになります。総合計画が柱ということになっていくことは、その時点での大きな、その時代におけます要望ですとか目標、こういったものを求めていくわけございまして、そういったことで御理解をいただきたいというふうに思うわけございまして。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そうしますと、例えば、この新しい第6次の総合計画ができた段階で、最高理念とするものが今までの理念とかなり違いがあると。そうした場合、現状の

下位計画というのは、その段階で当然見直しをするのかしないのか。総合計画ができた段階であるのかしないかということについて、お伺いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 具体的にどうこうといった総合計画に対する考え方というものが、今、審議をなされているわけではございません。先ほど申し上げましたように、今の計画というものも、例えば、住民の方々を入れたそれぞれの審議会なりというものの中で成案としてまとめられてこられたものでございます。非常に重要な、それも考え方にもたれて成案としてまとめられてきているわけでございますので、それがいいかどうかということは今の段階で申し上げることは少し控えさせていただきたいというふうに思いますし、現段階では、それがベターなものだというふうに私としては理解をいたしているところでございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 両方が尊重されるというふうに解釈をします。

次は、この条例と非常に深い関係のある幸田町総合計画審議会についてお伺いします。

初めに、この幸田町総合計画審議会の現状ですが、年間の開催日数というのですか、開催回数というのですか、任期は1年と書いてありますので、毎年、その審議会のメンバーは変わるのか、再任されているのかということ。平成18年に第5次を発表してから今日まで、どんな議題で会議をしてこられたかについてお聞きします。

また、その内容については公表されているかどうかについてもお願いをします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 総合計画審議会につきましては、条例にもたれまして、現在、20名以内ということで委員の方々を御選任させていただきまして進めさせていただいているところでございます。現在の構成メンバーにつきましては教育委員会の委員ですとか農業委員会の委員、こういった知識経験を有する方々、そういった方で構成をされておりまして、現実には、今、審議会の委員につきましては15名の方でございまして。こういった方々にもたれまして進めさせていただいているところでございます。

会議の状況でございますが、何回ということの確認ができておりませんので、後ほど御答弁申し上げます。済みません。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 任期でございますが、議員御指摘のとおり1年でございまして。

現在の委員の任期につきましては、平成24年8月8日から25年8月7日までということでございます。それぞれ、例えば、区長会の皆さん方ですとか、いろいろな方々がおみえになるわけでございますので、その状況の中で、現在の状況では1年に、そういった任期との他の委員との兼ね合いもございまして、そうした方々の任期というものを踏襲させていただくということで1年を任期とさせていただきますところでございます。

今後、例えば、計画のほうの審議が実際に始まっていくということになれば、場合によってはこれを再任といったような形で考えていかなければならないということを思っているところでございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 平成18年に第5次ができ上がってしまって、これからまた第6次をつくるわけですから、その間、今まで毎年委員会は開かれていたのかどうかと。多分これは公募していますから、毎年審議会の委員を公募していますよね。毎年公募しているということは、毎年、この審議会は開かれているのだと。任期は1年だから、毎回、毎回、15人が入れかわっているのかと。どんなことを審議したのかということが知りたかったわけですから、それをやっているのかどうかと、名前だけなのか、公募したけれどもしなかったのか、開店休業かという、その辺のところをお聞きしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 当然のことながら、この総合計画審議会につきましては、その後におきます計画の進行状況、こういったことも御審議をいただいて、御意見をちょうだいしていくということも、これは審議会としての当然の役割というふうに理解をいたしております。ですから、つくりっ放しとか、そういうことではなくて、当然その部分でのいろいろな問題点だとかいろいろなこと、こういった御意見をいただきながら、見直すべきところは見直すというようなこともあろうかと思いますが、そういった意味で、また、そして違った視点で見ていただくということも必要になろうかというふうに思いますので、そういった中で各方面の方々も当然、充て職的な部分とっては何でございませけれども、そういった方々もみおえになるわけですから、いろいろな意味での御意見をいただきながら進めさせていただいているということでございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 広報こうたを見ますと、毎年この時期になると、この計画審議会の委員を公募しますと書いてありまして、その要綱を見ると、年に1回か2回、会議を開きますと、そういうふうにならうわけですから、年に1回か2回、会議を開いているわけだと私は思っておりますので、公募する以上、応募者がいて、その人にはきちんとした報酬も払われていると思うものですから、その部分、どういう会議を何回やって、どのような内容であったかと。そのことは、会議の内容は公表されたのかどうかということについてお聞きしているわけですので、明確な答弁をお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 大変失礼いたしました。何回という部分で私のはっきりつかんでいなかったという部分で申しわけございませんでした。基本的には年に1回の今、会議でございます。ただ、これから計画を策定していくわけですが、こういったことになれば、当然これは複数回の会議を設けていくということになるわけですから、これまでもこの計画期間中につきましては実施計画というものが当然できるわけですから、その進捗状況、こういったようなものを中心に御審議をいただいているということでございます。

公表につきましては、その都度、内容的なものについて、可能な限りの公表をさせていただいているということでございます。

○議長（池田久男君） 総務部長。

- 総務部長（杉浦 護君） 言い方が少し不足しておりましたが、当然、これは広報などにもお示しをしながら、御意見等も出させていただいているということでございますので、よろしくお願い申し上げます。
- 議長（池田久男君） 5番、中根君。
- 5番（中根久治君） 答弁いただきたいのがもう一つ入っておりまして、委員は、1年ですから毎年変わっているのかどうか。その部分について、18年ぐらいから、どんなふうな形でこの委員というのがつくられてきたかということでございます。
- 議長（池田久男君） 総務部長。
- 総務部長（杉浦 護君） 委員でございますけれども、この条例の第3条におきまして、教育委員会の委員、農業委員会の委員、また、公的団体の役職者、知識経験を有する者と、こういったような形で条例には規定がなされているところでございます。そうした中で、教育委員会、また、農業委員会の委員ということは、これは決まってくるというようなこともあるわけでございますけれども、その他公的団体、これは区長会ですとか、いろいろなそういった諸団体の代表者の方々、また、そして知識経験ということになりますと、この公募の委員の方々というようなことになろうかと思えます。やはり公的団体、こういったような方になりますと、その任期の中で充て職的な形での委嘱ということになるわけでございますので、そういった意味で毎年変わるという方もおみえになりますし、長年お務めをいただくという方もおみえになるわけでございますので、そういった状況でございますので、よろしくお願い申し上げます。
- 議長（池田久男君） 5番、中根君。
- 5番（中根久治君） 今出ましたそのメンバーの構成の中に、教育委員会と農業委員会は、もうこれは指定席ですよ。この委員会については、もう指定席であると。ほかのメンバーは、いろいろな団体の代表とかいろいろありますが、これは時の町長の判断ということになるかと思えますよね。もう指定席が教育委員会と農業委員会だと。ほかはそのときの判断。そういうことになろうかと思うんですよね。当然、現実には充て職が全部入っていると思いますが、そういったときに、なぜこの二つだけがこの指定席なのかと。少なくとも学区の代表である区長ですね。現在も区長代表は当然出ていますが、でも、学区代表の区長、コミュニティーの長といいますか、そういう人も当然指定席であるべきだなと。この内容から見ても、各学区のことについて触れているわけですから、そういった部分の指定席がない。その辺について説明をお願いします。
- 議長（池田久男君） 総務部長。
- 総務部長（杉浦 護君） 委員の皆様方につきましては、幅広く御意見をちょうだいしていきたいということでございます。近年では女性の方々の登用、また、そして若い方々の御意見ということもお聞きしていくというような、幅広い御意見をちょうだいしていきたい。今の議員の御指摘のように、各学区なりのそういった代表の方々ということも一つの考え方としてあろうかと思えます。今後の、今回、また、第6次に向けての総合計画審議会のあり方というものを考えていかなければならないわけでございますが、知識経験ですとか公的団体、こうした中でそういった部分というのはカバーできていくのではなかろうかというふうに考えております。20名ということで、現在、実際には15名

の委員の方々にやらせていただいているわけですので、多少まだ委員の中にも余裕がございます。そうした中でどういう形がとれるかということにつきましては、今後、指定席という部分がありますけれども、その辺については慎重にまた判断をしてまいりたいということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 教育委員会と農業委員会だけが指定席であると意味というものを説明していただきたいというふうに今、思っております。任期が1年ということですので、1年任期だと、過去の経過とかこれからの推移というのはわからないまま、年間に1回しか開かれていないわけですから、もう意味がわからないだろうなど。本当に出てきて終わりかというような感じだと思いますので、なぜ複数年にしないのか、または半減条例というのですか、半分入れかえるというような、そういう、もう少し意味のある審議会にしていく考えはないのかなというふうに思っております。

平成13年から公募による委員が加わっておりますよね。この公募による委員というのは四つの分類ですよ。今、部長が言われましたように四つの分類がありますよね。どういう方が来るかと。四つの分類のどの部分に相当するのか。多分知識経験を有する者に該当するのかなと自分では思うのですが、手を挙げて作文を書けば知識経験者になって、それが報酬がもらえる身分になるのかという部分で、その部分が、公募による委員というのは、この四つの分類の中の一体どこに入って、なぜここに公募が入ってきたのかということについてお伺いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） まず、教育委員とか、また農業委員、こういった方々がなぜこういった特別枠というのですか、設けているかということでございますが、当初の関係ということは私も定かには承知をいたしておりません。ただ、学校、子供の関係ですとか、いろいろなそういった教育環境、また、そして農業の関係につきましては、近年、都市化が進んできているわけでございますけれども、農業のあり方とか、そういったバランスのとれた町政というものを考えていく上では、そういった基本的な部分については、専任の方々をお願いするというで判断されたのではなかろうというような思いをいたしているところでございます。

それと公募の関係でございますが、今、御指摘のように、公募の枠というのは知識経験の中に入れて考えているところでございます。今、選考ということでございますけれども、今言われますように、論文を書いていただきまして、そういった御意見の中で、自分自身がどういうものをこういった中で考えを示していきたいとか、また、どういうふうに参画をしていきたいというようなこともいろいろとあろうかと思っております。また、そして多数の方がおみえになれば、その中でまた選考しなければならないということもございまして、その辺については、それぞれの方々の意欲とか、そういったものを判断させていただきながら、公募の方を極力含めて考えていきたいというふうなことは思っております。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 失礼いたしました。任期の関係につきましては、当然、先ほど申し上げましたように、現在は1年でございます。これを3年とか、そういったことでやったらどうかというような御意見でございますけれども、この関係につきましては、今申し上げましたように、充て職的な方もおみえになるわけでございます、どういう形がいいのか、どういうスタイルがいいのかということは改めて考えてみたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 公募を取り入れるのでしたら、もう初めに、きちんと条例の中にそういうことも入れておくべきだろうというふうに思いますよね。この知識経験を有する者、それが公募者であるというのでは、ちょっと何かわからない部分が出てくるなど。公募が悪いわけではありません。賛成をしておりますが、そういうことをきちんと。要するに、公募に関する条例みたいなものは、今、全国的にも少しずつ出ていますよね。そういうふうに、公募とは一体何だということをきちんと身分保障してやらないと何かいけないのではないかなというふうに私は思っておりますので、この四つの分類では説明のつかない部分が多いものですから、構成員について、改めてもう一遍確認し直して、見直す時期が来ているのではないかなというふうに思っております。

それでもう一つ言いますが、公募をするときの条件、応募条件の中に行政との利害関係がある者はだめですと。この行政との利害関係のある者は、この審議会の委員にはなれないということになりますから、この行政との利害関係というのは具体的にどういう立場の人を言っているのか、説明をいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 公募の枠をしっかりとその条例の中に定めていくべきだという御意見でございます。

確かにそういった考え方もできるわけでございますが、途中から、今回、公募の委員枠というものをこの総合計画審議会のみならず、さまざまな分野で、今、公募というものの取り組みをさせていただいているところでございます。そうした中で、すべてのものについての条例、規則、要綱、いろいろなものがそういったものがあるわけでございます。言い方は悪いかもしれませんが、知識経験の中でそういった方の取り扱いということは、今、させていただいているわけでございますので、現状の中でということで御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、行政との利害関係ということでございますけれども、いろいろな関係があるろうかと思えます。今すぐということではありませんけれども、町の請負関係だとか、場合によっては訴訟とか、いろいろなそういった関係で、今、町との関係があるとかいうようないろいろなそういった状況があるろうかと思えますが、特に思うのは、やはりそういった請負関係、特にそういったものについての関係につきまして、大きな影響を及ぼすということになれば、そういった方々も含まれてくるのではなかろうかというふうに思います。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ですから、この審議会の委員になる人は行政との利害関係のない人

がやると、そういうことになると思っておりますので、そうした場合、例えば、口は悪いですが、農業委員会というのはかなり利害関係が生ずるのではないかなというふうに邪推をしておりますが、そういう解釈は、これは無理ですか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 農業委員会の委員の方々につきましては、これは、公職選挙法にもたれて、選挙において公選をされた方々でございます。将来のこの農業のあり方とか、また、それから土地の利用関係、こういったことも御審議をいただくというような重要な立場の方だというふうに理解をいたしております。私どもとしては、農業委員会の委員という方について、これが不適とかということには考えておりません。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） というようなことで、いろいろこの構成メンバーというのは、やはりきちんと住民にわかるような形で公表すべきだなというふうに思っておりますから、今回、この条例を制定するに当たり、この審議会条例も一部その部分は見直して、きれいに直して、やはり整合性にあるようにして、もう一度セットという形で提案されるといいのではないかなというふうに私は思いますので、その辺のところの見解をお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 審議会委員のあり方、こういったことにつきましては、今後もよく、その辺について研究をしてみたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 審議会の条例の改正その他について、いつどのような形で具体的に取られるかということをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） これから第6次に向けまして、本年度も一部、5次の計画の評価というものもこれから進めていかなければならないわけございまして、25年度がそういった実際の計画づくりに向けてのスタートということになろうかというふうに思います。今、御提言のありましたようなことも十分加味をしながら、よく判断をしてみたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時16分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 先ほど手当の関係につきまして、答弁漏れがございましたので、御報告申し上げさせていただきます。

一番大きい影響のある職員ということでございますが、妻、また、そして父母、子供2人というような家族構成でございますけれども、24年度では年間では6万2,370円のものが一番影響としては大きくなります。最低につきましては、9,212円というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 次に、15番 大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） この総合計画策定については、やはり構成メンバーの提案によって町の将来が大きく左右するというので、ここでほとんどが決まってしまうような大きな問題であろうかと考えておりますので、もう一遍、先ほどの答弁を繰り返して確認をさせていただきますが、構成メンバーについては、教育委員会と農業委員会は指定席、それから区長会、公募として、また女性の会、青年、学区の地区も考えていくと、こういうようなお話であったかと思いますが、まだ未確定であるということでありまして、ここでもう一点、審議の場に入れてもらいたいの、商業、工業というものも無視はできないというふうに思っております。そういう意味では、商業、工業の代表者もどうだろうかということ、一度、審議対象に挙げていただければというふうに考えております。

それから、25年が6次のスタートの第一歩になるというような話でありましたが、第1回目というか、今のところ、今の予定でスタートというのはいつごろをまず想定してみえるのか、そのあたり、確認をしていきます。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（成瀬 敦君） お話のありましたように、総合計画の審議会でございますけれども、現在の総合計画、第5次の総合計画につきましては、先ほど総務部長から答弁ありましたように、実施計画の進捗状況だとか、その年度ごとの財政、そして、長期的な財政計画等を審議会の中で年に1回、構成員の方々に御意見を承っております。今、大嶽議員からお話がありましたように、第6次の総合計画の策定に当たりましては、委員の構成メンバーを25年度のスタート、基礎的な作業が始まりまして、27年度は実質的に最終調整、議会議決の年度でございますので、この25年、26年、特に、この25年の秋から26年にわたりまして、やはり総合計画策定前のいろいろな方々の御意見を聞いていくと。当然、意識調査だとかシンポジウム、これは当然、前と同じようにやってまいりますけれども、やはり地域の方々の御意見を聞く場面としまして、いろいろなまちづくりに貢献されているような方々もメンバーの中に一つ得ていくということで、公募の中で、また、審議会委員のメンバーが条例で20名とありますけれども、この枠の中を有効に生かしまして、たくさんの方の意見を聞くような審議会構成ということで25年度から取り組みを行ってまいりたいと思っております。

なお、その中にありまして、条例の中で定められた委員の中で、公共的団体、それから、知識経験を有する者、この中の枠の中で有効な人材活用を図って、第6次の総合計画の取り組みに配慮してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） わかりました。

そういうことで、進め方の話で、今の答弁でシンポジウムも当然開いていくよという話がありました。まだ先、今当面、確定しているわけではないと思いますが、この点について、他市町とか、ほかのいろいろなどころではいろいろな進め方が例示されていると思いますので、その辺の進め方についてのあり方の検討方法というのですか、そのような、こういうふうなことを考えて進めていきたいというような案を持っているというか、案がありましたら示していただきたいと思います。なければ、今後考えるというだけの話になるかと思いますが、当面、今、何か考えているような方策がありましたら。

○議長（池田久男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 具体的な構想提示につきましては、この25年度から提案ができると思いますけれども、前回におきましてもシンポジウムだとか、先ほど言いましたアンケート調査、これは当然やったわけですが、この25年度につきましては、やはり5次の総合計画の達成状況を確認しつつ、また、統計データ、そして、将来的な幸田町、または周辺市町の推移等を考えまして、一つの基本構想案ということを検討していく中で、やはり将来的な方向性を住民の方々にも見定めていただく一つのヒントになるような形で、シンポジウムだとか、講演会だとか、または内部の職員の総合計画をこれから進めていくに当たって、総合計画の策定検討部内研究委員会のようなものを立ち上げるような組織をどのような年齢層でしたらいいのかというような検討を、新しく組織変更に伴います企画部の企画政策課によりまして準備を進めてまいりたいと思いますので、具体的にはシンポジウム等も当然入ってまいりたいと思いますけれども、もう少しお時間をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 総合計画の策定に当たって、条例化をするというものでございますけれども、この総合計画の基本構想につきましては、議会議決案件ということで対象となっていたわけですが、今まで、この総合計画の期間、第5次におきましては、従来、15年という構想の中で、10年間に期間を短縮されてきた経過があるわけですが、この総合計画の期間につきましては、どのように定めていくのかということでございますが、それについてまずお伺いしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 総合計画の策定期間ということで、基本計画と基本構想、それぞれ計画期間を15年、10年間というような形で3次・4次総合計画は推移しております。この年間スパンが果たして今回の6次総合計画の中で適当かどうかということも一つ考えてなくてはなりません。今後、15年間の基本構想、そして、基本計画が10年間という中で、幸田町の行く末を見据えた場合、この計画の期間をやはり設定することがまちづくり計画の一番よい期間かどうかを含めまして検討したいと思っております。過去の総合計画におきましても、15年、10年ありきという形で推移しているわけではございませんので、

策定期間につきましては、今回の6次総合計画に当たりましては、やはり内部的な現在の、今の趨勢を見きわめながら計画期間を定めてまいりたいと思っておりますので、15年、10年ありきというものではないというものでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 基本構想を定める上で計画人口というものがございませうけれども、その中で、この総合計画の中では人口を4万人という目標人口、そして、交流人口を5万人として第5次では定めてきたわけでございますけれども、今、少子高齢化の時代の中で人口5万人を想定していくのは非常に難しい、こういう状況の中で、いろいろな土地利用計画や、あるいは地域の状況、そして地域バランス、また産業構造、いろいろと総合的に見て基本構想というものが議決対象となって定められてきたわけでございますけれども、私はこの基本構想のみならず、将来計画を見据えた中で指針となるべきものでいえば、基本計画も定めていくべきではなかろうかというふうに思ひわけでありませうけれども、この基本計画につきましては、その考へがあるかないかということでございませう。

実施計画に当たっては、ローリングしながら、その年度年度で手当をしていくわけでございますけれども、今回の条例化に当たって、基本構想、そして、基本計画を中に含めていく、この考へについてお尋ねしたいと思ひます。

○議長（池田久男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 現在の第5次の総合計画の基本構想、そして、基本構想の中には目標年度、まちづくりの理念、将来像、そういったものが定められており、また、第3章におきましては、まちづくりの基本方針として基本計画の基礎となる六つの施策等についても列記されております。今、お話ありましたように、当然連動するものでございませうし、やはりこの条例を制定させていただくという中では、議会の議決の中で基本計画のある程度項目も含めながらいろいろ御検討いただき、議会議決をいただくというような形で進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、今の副町長の答弁で考へていきますと、関係資料の中でいえば、制定の概要という中で、（2）、これが基本構想の議会議決、（3）が基本計画及び実施計画の策定という中にありますけれども、今の答弁でいきますと、この基本構想の中に基本計画の内容が含まれているために考へていくと。基本計画も議会議決の対象案件として定めていくという、そういうふうでとらえてよろしいでしょうか。

○議長（池田久男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今回の総合計画の策定条例を制定していくことにおきましては、やはり基本計画の中身を議会の中で重要視して、いろいろな御意見をいただきたいということでございませう。その基本計画の列記の仕方は、今後、6次の総合計画策定を進める中でまた決めていくわけですが、基本的な考へ方は、あくまでも基本計画の策定においても今回の議会議決の範疇として含めるような形で進めるという考へ方には変わりないものでございませう。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 基本構想の中に基本計画の中身を含めるということで、基本構想だけを議会議決の対象要件とするのか、それとも基本計画そのものも議会議決の対象要件とするのかと、含めるのかということでございます。要するに、総合計画を策定する、今までは、これは、条例化しなくても、この自治法の中で基本構想が議会議決の対象案件となっていたわけでありまして、ところが今回、地方自治法の改正によって、市の段階までは条例化、町村の場合は、これはそうした条例化しなくてもいいような、そういう解釈となって、しかしながら、今回、幸田町の場合は、まちづくりを進めていく上で計画策定は必要と考えるから条例化をしますよという内容でしょう。ですから、今までは、この地方自治法の中では基本構想だけが議会議決案件だったわけでありまして、今回、独自で総合計画策定を条例化する中で、私は基本計画もこの中に、議会議決案件に含めるべきではないかということをお尋ねしているわけでありまして、今の副町長の答弁ですと、何かよくわかったような、わからないような、私の理解不足かわかりませんが、どうも入れるというような答弁に受け取れるわけでありまして、ですから、そうしますと、この制定の概要の中身も変えなければならないわけでありまして、そのところの確認をお願いします。

○議長（池田久男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 説明不足で大変申しわけございません。今回の基本構想は、法定義務に廃止されまして、総合計画の策定が市町村の事務でもあり、法律を撤廃することで、国からの関与をなくした地方分権の推進にもつながるという趣旨の中で行われているものでございます。私は、第5次総合計画の策定の中で、まちづくりの理念と将来像、それから、まちづくりの基本方針としての行政分野における施策、この中に将来の人口規模、土地利用構想、推進体制、ここまでは基本構想という形でとらえていただきまして、議会の議決事項であると。

そして、今回の総合計画の策定に当たりましては、この条例の中の規定にもかかわらず、第5次総合計画の策定時に準じた項目、こういったものも基本構想の中に明記していきたいということでございます。それで、第5次の総合計画の中に、第3章におけます基本計画の6年の基本柱、こういったような項目も一つ挙げながら、計画という意味の柱もこの議会の中で審議いただくということでございます。計画そのものをすべて細部まで取り上げていくということではなくて、5次総合計画の中で取り上げました基本計画という項目を今回の6次総合計画策定の中でも準じた形でお示していきたいという考え方でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 1点、少し補足をさせていただきたいと思ひます。

今回の総合計画策定のこの条例でございますが、こちらの第4条におきまして、「この基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする」ということでございまして、この議決のこの関係につきましても、あくまでもこの条例上につきましても、基本構想ということで限らせていただいているところでございます。内容的には、今、副町長が申されましたように、この基本構想にもたれて町長が基本計画、こういったものを策定していくということでございまして、その中に基本構想の審議をいただく

中で、当然これは基本計画、こういったものも御意見をちょうだいしながらまとめていくということでございますので、そういったことで御理解をいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この議会の議決、第4条ということになるわけでありましてけれども、議会の議決は、あくまでもこれは基本構想というふうになっているわけですね。ですから、この基本構想の中には、人口、先ほど言われました内容が含まれているわけでありまして。さらに今回は第6次の総合計画策定に当たって、この基本構想の中に基本計画を含めた形の基本構想とするということを言われたわけでありまして、では、その基本計画の中身を加えた基本構想はどういう項目なのか、それを資料で出していただきたいわけでありまして。そうすれば、今度は基本計画が議決、基本計画とは言いませんけれども、その基本計画の内容を含んだ基本構想の議決案件になるというふうなとらえ方でよろしいわけですね。ですから、今までのどう違うのか。例えば、今までは地方自治法の中で総合計画の基本構想が議会議決案件として上げられてきたわけでありまして、今回の地域主権改革の中で地方自治法の改正で、これが撤廃をされたことによって、それが市の段階までは条例で定めなさいというふうに言ったけれども、町村は任意規定と、こういう中で、幸田町としては将来計画をまちづくりを進めていく中で指針となるべき計画を条例化していくという中でのものでございますので、あくまでもこの地域の自主性、これを尊重していく、そういう中身になるかというふうに思いますが、ですから、今までとは違って、この幸田町独自の条例化に当たってはどのようなものにしていくのか、それが見えてこない、その辺のところを再度、御答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 6次の基本構想等を総合計画策定に当たりまして、今後、どのような形で議会議決していくかという進め方でございます。

先ほど第5次の総合計画の中で基本構想として議決をいただきました1章、目標年度からまちづくりの理念、将来像、まちづくりの基本方針等々でございますけれども、先ほど申し上げましたように、この提案をするスタイルは6次の総合計画の、組み立て方の中でまた検討いただきますけれども、やはりまちづくりの基本方針というものを掲げる以上は、基本計画という中身の柱も当然連動してくるということでございますので、そういった含みをもって議会議決案件として御提示するような機会となるということで、6次がどのようにスタイルになるかということについては、もう少し検討させていただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 率直に申し上げるけれども、副町長、あなた、腹に入っているのか。そもそも基本計画というものに対する思いが、思いはあるわけだ。しかし、基本構想の中に基本計画も含めた形の中で議会議決、そんなものはあいまいもこととして、どうにでもつかまるような、そういう答弁をされること自身、そもそも基本構想、基本計画というものが本当にあなたの中に入っているのかどうなのか、答弁を聞くたびに不安に思うわけだ。ですから、ざっと言うならば、総合計画とはそもそも何ぞやと。それは総花計

画だ。何でもありですよ。構想は何でもありを描きますよと。ですから、あなた方の隠れみのかして総合計画がずっと使われてきたし、今後も使われていくだろうし、使わなければあなたたちの立場もないわけだ。ですから、基本計画の骨格をなす基本構想とは、総花計画であって、ばくつとしてつかみどころのないようにしていく。しっぽをつかまれてはたまらないわけなんだ。だから、それを議会の議決対象にしますよという形であなた方が逃げてきてきた。しかし、あなたの答弁からいきますと、基本構想とは基本計画を包含した内容でございますので、基本構想が基本計画によって成り立っておりますと、こういう組み立ての仕方だ。だから、基本計画もお説のとおり、議決の対象にするのかと言えば、そういうことも含めておりますと言ってあいまいもこにしてしまうわけだ。

この条例の中の第2条、第2条で三つに分けて、総合計画とはどういう措置なのかということが第2条の2項で基本構想、そして基本計画、さらに実施計画。この実施計画というのは、先ほども丸山議員が指摘したように、あなた方は毎年ローリング。実施計画イコール財政計画も不離一体の関係ですが、毎年ローリングをされる。それはいいんですよ。見直せばいいんです。3年先のことまでわかって実施計画ができるものではない。だから実施計画は毎年見直してしかるべき。財政計画も見直してよしと。しかし、この定義の中に含まれる第2条は、こういうものを柱として総合計画を組み立てなさいよという内容の定義の仕方だ。そして、第4条は何なのか。第4条は、基本構想だよと。基本構想だけを議会の議決の対象にしますよといって第4条で示して、議案関係資料についてもそういう内容であります。ですから、あいまいもこととしてしまって、つかみどころのないのは総合計画だけでいいわ。しかし、議決の対象もあいまいもこととして、「そう言われるなら、基本構想の中も基本計画によって組み立てられておりますので」とつかみどころをなくしてはいけないし、私流にとらえると、あなたは一步踏み込んで、基本構想は議会の議決の対象だけれども、その骨格をなす基本計画と実施計画、財政計画は議会の中で議論してくださいよと、こういうふうになるわけだ。それを私流にとらえると、本会議の中での議論ではなくて、特別委員会も設置してだな、この問題について、過去の総合計画を策定するときには、議会のほうが特別委員会をつくって専門的に議論をしてきたから、そういう思いがあなたの中にあるんだわ。あるから、言葉の中で議会の中でのことって、踏み込んでいくと基本計画も一緒くたになってしまって、議会の議決対象にしてくれないかなと。言われるのはお説のとおりという形で、あいまいもこな形にして答弁をされたということなので、ますます迷路に入っていつてしまう。そこら辺をひとつ、私はあなた自身が整理をしていただきたい。

○議長（池田久男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 失礼しました。あくまでも、今、伊藤議員から総合計画そのものが、やはり長期スパンでつくるものでありますので、総花的になりやすいという御指摘は一理あると思います。しかしながら、やはり議決の中で、幸田町の将来像、基本理念、基本姿勢、こういったものを一つの議会の中で議決いただく中に、やはりそういう理念、姿勢がどういった基本計画という骨格の中で積み上がってきて構想になってきたのかという説明を伴っていきますので、やはり基本計画という概念がどうしても一体となって

いかないと御理解いただけないというような形で基本理念、基本姿勢ができ上がっておりますので、そういった意味を踏まえまして私は基本計画というものの重要性を説明したということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは、お説のもっともですわ。構想というのは、ある程度、構想だから、あれがいいな、これがいいなといって構想を描くかということ、そうではないですよ。構想とは、計画の内容を煮詰めて、余り計画で具体的に押し込んでいってしまうと身動きができないから、もう少しばくっと広げて、ここにもありますように、要は、基本構想とは理念ですよ。理念なんだ。理念だけ議決の対象にしてくださいよ。その理念を構成しているのは基本計画だと。基本計画は不離一体の関係にありますから、議決をしていただく経過の中で、議会で議論をしていただきたいという思いはわかりません。しかし、こちらが今お尋ねしているのは、議会の議決の対象の中に構想だけだったというのが基本計画も含めるのかと。含めるのかということか、ここでは3本立てですよ。構想があって、計画があって実施計画。こういう3本立ての中で、実施計画は毎年ローリングするから議会の議決という形にはなじまないだろうと。しかし、構想と計画は不離一体ですよ。不離一体で構成をされているものについては、構想だけを切り離すのはいかなものかなということなんだわ。ですから、そういう点でいけば、議会の、ここで言うところの最高の理念であるという第2条の規定と、第4条の議決の対象にする基本構想との関係をきちんとしていただかないと。していかないと、また割きになってしまうわけだ。議論をするのは大いに結構ですよ。計画も実施計画もね。しかし、構想もといったときには、あなたの言ったことでいくと、第4条は修正を加えるんだと、あなた方のほうで。提出者において最高の理念たる基本構想と、それを具体化する基本計画も議会の議決の対象にすべきという第4条の規定に変えていくべきなんだ。そうしないと、また割き状態のままあなた方が第3号の議案を提出されたということなんだ。そういうことになりませんか。

○議長（池田久男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 第4条でございますけれども、「町長は、基本構想を策定しようとするときは」ということの御指摘だと思います。現在の第5次総合計画の条例と申しますか、基本構想の構成、先ほど言いましたように、3章の中でまちづくりの基本方針というような形で第1節から第6節にわたりまして一つの基本柱が掲げられているというようなことで、第4条のこの表現については、基本構想を策定しようとするときはということで、あくまでも基本構想が議会の議決事項であるということでございます。私がいまいな説明をしているというふうに思われがちだという御指摘だと思いますけれども、やはり、基本計画的なその一つの項目がこの基本構想の中にどうしても計画の中身の柱の表現が構想の中に入ってくるというような意味でとらえていただけないかなということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは自分の言ったことにこだわるのは人の常だ。しかし、余りそういうことをやっていくと、結局、たらいの縁を回りながら、どこに問題があるのだと。

先ほど申し上げたように、基本構想というのは、ある日突然、ぽこんと生まれてくるものではない。基本構想を組み立てる、その土台となるべきものは基本計画だと。基本計画をよりばくっとして構想を、だから理念ですわ、理念を描いたのは基本構想だと。その理念を描いたことだけ議会の議決の対象にしてくださいというのが第4条ですよ。あなたの言うのは、「そう言われても、基本構想の中には基本計画がある。それも議論してください」と。これは議論しますよ、幾らでもします。ですけれども、ここで言うのは、議決に対象にするかしないかと。言い方は悪いけれども、のるか反るかだ。基本構想だけを対象にするのか、基本構想の中には基本計画もありますのでと言って物事をあいまいにしてしまったら、みんな迷うだけだ。また割きになって痛い思いをするのはとって、議会がひいひい、ひいひい言いながら、あなた方からいけば、「構想の中には計画も入っているのでもいいではないか」と。これはまぜ返しの議論になっていくわけです。ですから、私は基本的には、基本構想も、基本計画も、それとて第2条で言うところの2項と3項。2項は基本構想、3項は基本計画、この二本立てで議会の議決をお願いしたい。これが第4条で規定をされていないわけですから、第4条については、さらに1項ふやして、基本構想及びその骨格となす基本計画についても議会の議決の対象とすべしと。これは、こうしなければあなたの理論が成り立たないですわ。条例外の議論をして、「条例の規定はこうだけれども、条例外の中ではこれが一個入ってくるわな」などという、そんな議論などはしたくないですわ。通告してある内容の本題になかなか入れない。

○議長（池田久男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 基本構想、基本計画という趣旨を明確に分けてということでした。第4条につきましては、基本構想を策定しようとするときはということ明記しております。私は、基本計画が反映されたものが基本構想として出ているという言い方で、基本構想、基本計画という中身を少しあいまいにしたと思いますけれども、あくまでも表現上の基本構想ということをどうとらえるかということでございますけれども、やはり第4条は、今、御指摘のありましたような、構想そのものが議決事項であるという見解については、私は異を唱えるものではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 一つは線を引かなければいけないわけですが、この第2条の第3項、これは基本計画。基本計画は基本構想の達成に向けた施策の方向性を示すんですよ。こういうことになっているわけです。ですから、方向性を示すという点からいくと、こういう表現は適切かどうか知らないけれども、3階建てだと。3階建てで1階は実施計画、財政計画、2階は基本計画、3階が基本構想。こういう組み立ての中で、議会の議決は2階も3階も一緒だと。だから、これでやってくれという議論は成り立ちません。しかし、建物が3階建てであれば、議会として当然議論をするのは当たり前。それは特別委員会で作るのか、常任委員会で付託されてやるのか、それはまた別。それは議会が考えればいいことであって、議会に対してどうのこうのなどということはないけれども、そういう受けとめ方がされるけれども、ですけれども、私はそうい

う問題ではないと。要は、先ほども申し上げたとおり、ここの第2条で基本構想は理念だと。基本計画は構想に向けた具体的な施策の内容を定めるんだと。それを裏づけるのが財政計画、実施計画だと。こういう組み立てですので、そういう形の中で私はきちんとやっていかなと、どうも桑畑に入って、茶の木畑に入った議論になっていくなど、こういう懸念を持つものであります。

次に、要は、こうした自治法の改正によって、多分、私の記憶があいまいだったらいけないですが、自治法の第2条で、長期的な施策展望をそれぞれの市町は総合計画を策定し、その総合計画の基本構想については議会の議決をなすべきものと、こういう規定がございます。その自治法の改正が終わって、今度は各市町が考えればいいではないかと、こういう形で今回、私どもの議会にもこういうのが出てきた。こういう経過の中で、条例が変わってから、現在も計画は上位計画というのがあるわけですね。国の計画、県の計画、その大枠の中でしか泳ぐことができない。国や県の計画から、「こんなものは認めるか。我が町は自治体だ。我は我が道を行く」という形でいくと、県から助言どころか指導が入ってしまうわけだ。そういった点でいくと、今回の6次計画の中で一定の縛りが求められてくる上位計画というのはいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 総合計画の上位計画が縛りを持つようなものがあるかというものでございます。

第5次の総合計画策定時に当たりまして、やはり総合計画を議会でいろいろ御承認いただく経緯の中で、県等にそれぞれの分野ごとにお伺いを立てまして、やはりこれが県の計画性の中で整合性がとれていないとかいうことで修正等の指定を受けて、最終的に現在の第5次総合計画が成り立っているということではございました。それが、今回はやはり地方分権の推進によりまして、第6次の総合計画におきましては、やはり県、特にそういったところへお伺いを立てて修正事項を指摘されまして、それに基づいて直していくというようなことはなくなりました。そういう意味で、上位計画の中で縛りを受けてくるというものは基本的にはないというものでございますけれども、やはり愛知県の広域的な関係の中で、幸田町が計画上、縛りを持っているようなものがあれば、そういったものを受けた上での第6次総合計画の策定になるというものでございますので、基本的には地方分権の推進上、縛りはないと言いつつも、現状の上位計画、特に県の計画性の中で縛りを持った指針等におきましては、第6次の総合計画の中で、それはまずは認めた上で総合計画を策定しなくてはならないというスタンスで臨みたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まさにそのとおりだと思うんです。私はそれがいいとか、悪いとか言っているのではない。現状は、国や県がいろいろな計画がある。そうした、言ってみれば縛りですわ。縛りの中で幸田町だけがはみ出てやんちゃ坊主をやっても、後からびしゃっとやられてしまうから、やられる前にすり合わせをされる。すり合わせをされるということは、大村県政がどういう政治を進めるのか。県の持つ長期計画、そうしたも

のもしょっちゅう見直しをされて、大村県政の中でまた変更も出てきたわけだ。そうしたときに、県知事がかわる、かわれば計画、構想も少しづつ変わっていく。そうしたときに、それぞれの市町が、「県知事がまたかわってしまった」という形で基本構想とか基本計画は変えたくないわけだ。また変えなくてもできるのだ。あなた方は知恵があるから。そういうことはすばらしい知恵を持っているわけだ。だから、そういう点でいけば、あとは基本計画を少し直したら、あとは財政計画と実施計画をちょこちょここと変えていけば、先ほど申し上げましたように、実施計画というのは毎年ローリングをする、見直しをする……

○議長（池田久男君） 残り1分です。

○14番（伊藤宗次君） そういう中でやられるという点からいくと、やはり基本的には基本構想と不離一体の関係にございますという副町長の見解と立場でいくなれば基本計画も入れるべきだと。そういうものが上位計画との問題で、我が町、地方分権なりという選択肢になりませんか。

○議長（池田久男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） そのような、今、御指摘のとおりでございまして、今後、そういったいろいろな県の縛り等々をいろいろ考慮しまして、6次の総合計画も十分わきまえた上で進めていくというスタンスには変わりございません。今、御指摘のとおりでございまして、今後の策定に当たりましては、基本計画の重要性、基本構想の重要性、それぞれ構成する中身の役割を十分認識した上で策定に当たってまいりたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第3号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第4号議案の質疑を行います。

まず、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 今回の手数料徴収条例の一部改正によりまして、ホームヘルパー派遣事業とショートステイ事業、これの手数料を廃止して、サービスを受ける方につきましては、直接払いで委託による取り扱いということでございますけれども、そもそもこれをなぜ委託扱いにして廃止をするのか、その理由をわかりやすく説明をいただきたいというふうに思います。

それから、このサービス体制について、手数料が委託をすることによってどう変わるのか。例えば、サービスが受けにくくなるのかどうなのか、あるいは介護保険との整合性についてはどうなるのか。組み込んでいくのかどうなのかということでございますが、その2点についてお尋ねします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 今回の廃止でございますが、これにつきましては、現時点が委託方式のサービスの現物給付で行っているわけでございますが、これをサービス費の給付、この事業に移行するという内容でございます。そのためにこの手数料を廃止するものでございます。これにつきましては、両事業とも障害者総合支援法のサービスや介護保険事業のサービスのつなぎとか補完的な意味合いで利用していただいている事業でございます。その公平性を保つという意味もございまして、利用者負担、また、サービスの給付方法の統一をするために、このように廃止をするわけでございます。

あと、体制につきましては、利用者の方が申請をしていただくのは町で変わりはありません。これにつきましては、あと、利用者が両事業者に対しまして、町が本人の方との間に入りまして利用調整を行います。それに基づいて利用者の方がサービスを提供するというようなこととなりますので、サービスの体制等につきましては、利用者の方にとってはほとんど変わらないような内容となるわけでございます。

ということで、介護保険等の整合性ということでございますが、要するに、負担金は本人負担が介護保険、または障害者自立支援給付、今度から総合支援給付でございますが、これと整合性がとれるという内容となっております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 要するに、サービス体制は今までと変わらないということでございますけれども、サービス費の給付事業とするならば、これは、例えば改正前の別表の第1で見れば、ホームヘルパーの派遣事業の手数料が205円、あるいは475円以内、こういう金額が定められているわけでありまして。また、ショートステイ事業の手数料については2,250円と1,540円以内ということで金額も示されているわけでありまして、この金額が、これは給付事業ならばどこの科目で処理をされるのか、この点についてお聞きします。

それから、委託をするということでございますけれども、委託ということならば直接、利用者が介護事業者等に連絡をとってやるわけでありまして、その中に町が間に入るといふことでありますので、こうしたつなぎ的なものは福祉事業で行うのか、それとも介護保険の特別会計の中に組み込まれるのかどうなのか、いま一つ、その辺がよくわからないわけでありまして、どこの会計に属するのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 給付がどうなるか、どこの科目ということでございますが、これにつきましては、従前が委託料で措置していたものが、これが当然、事業として委託ではなくなりますので、これは扶助費として支出するというような内容となるわけでございます。当然、一般会計の事業ということになりますので、介護保険の事業とは関係ないというか、別の事業という扱いで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、この実態としては、これを使う方につきましてはさほど多くないということで、これは現状に合わせた形の中で実態に合わせるという、

そういう内容で理解してよろしいかどうかをお尋ねします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） そのとおりの御理解で結構だと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、2番、杉浦あきら君の質疑を許します。

2番、杉浦あきら君。

○2番（杉浦あきら君） 先ほどの答弁にありましたが、再度、以下の3点をお聞きします。

町内においてホームヘルパー事業とショートステイ事業については、どことどの事業所があるかお聞きします。

2番目としまして、手数料が利用者負担になるということは、事実上の負担増ということになるのではないかと思います。

3番目、サービス申請書は事業者に出すのか、役場に出すのかということをお聞きします。

以上3点をお願いいたします。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 事業者でございますが、現時点での状況でございますが、ホームヘルパーの派遣事業につきましては幸田町の社会福祉協議会、あと、ショートステイ事業につきましては特別養護老人ホームの中にありますショートステイ事業ということで、まどかの里とつつじヶ丘。障害者のショートにつきましては、これにつきましては町内にはございませんので、必要が生じた場合は町外の事業所で委託等を行ってやれば可能となっております。

その次に利用者の負担でございますが、これにつきましては、介護保険と障害者の総合支援法による給付費の1割を負担というようなこととなりますので、内容によってはふえるものもあれば減るものもございます。高齢者のショートステイにつきましては負担が大きく減るような状況もございまして、高齢者のホームヘルプサービスについては、逆に負担がふえる状況もございます。

サービスの申請でございますが、これにつきましては、従前どおり、町の福祉課のほうへ申請していただくということになります。

以上です。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦あきら君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 事務事業の簡素化という形で私は理解をするわけですが、そういう理解ではいけないということであれば御指摘をいただきたいということですが、要は、こうした支払いの方法の変更によるトラブル、そのトラブルというのは、一つは申請者、利用者にどう影響が出てくるのか。トラブル想定はされているのかどうか。このトラブルは利用者も、当然事業者にも相関関係がありますので、そういうトラブルについてはどうされるのかということと、そのトラブルについては仲介の労をとるのか、それ

とも直接だから相対で処理してくださいよという形になるのかどうなのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） トラブルとして考えられるのは、まず、利用者負担を事業所のほうへ1割払っていただくというようなことになりますので、この滞納等も発生する場合もございます。トラブルが発生した場合、これにつきましては、あくまでもその給付事業自体が町の事業でございますので、これにつきましては、町が責任を持って間に入りまして調整等を行い、このトラブル等を解消していくというものでございます。以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど来の答弁からいきますと、いわゆる介護保険の対象になる、あるいは障害者自立支援の対象になる、そういうすき間な人ですよ。これでいくと、あなたの答弁からいくと、ショートステイということを含めて、介護保険の対象にはなりませんよといったときに、その対象者というのは、先ほども言われたように、ごく限られてきておりますよということで、その対象の関係や症状が改善されればショートステイ等は要らなくなるし、症状が進行すれば介護保険の対象、あるいは障害者自立支援の対象になりますよということで、この関係からいくと、あなたの説明でいきますと、そういう一つの移行間のすき間を埋めるのが町との事業ですよと、こういう説明ですが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） その解釈で結構だと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第4号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第5号議案の質疑を行います。

まず、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） この事業についても、最初に町内の該当事業はどこどこかということを示してもらいたいということ。

それから、二つ目が、こういう事業というのが将来またふえてくる可能性もあるのですが、事業者というものがこれからまたどういふふうな格好でふえてくるのか、また、やりたいというような意向が今出ているのかということ、それから、それに頼ろうという人の把握、なかなか難しいかと思いますが、そういう展望の中で事業者をどういふふうなことで誘致していくのかという見通しなど、それから、3番目が、最近、こういう事業については、各地で災害とか、火災とか、いろいろトラブルが発生する場合がありますが、そういうときの町としての対応、姿勢をどのような形で考えているのか、その3点をお願いします。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 現時点での町内のサービス事業者の状況でございます。

2事業所ございます。まず、認知症対応型共同生活介護、これは介護予防も含まれますが、この事業所が1事業所ございます。これにつきましては、2ユニットの18床というような状況でございます。もう一つが小規模多機能型生活介護、これも介護予防を含めて1事業所、登録が25名、通所定員が15名というような状況で、2事業所ございます。

今後、事業所がどうなるかというような状況でございますが、現時点で、これは介護保険の第5期事業計画の中で掲げておりますが、事業の公募を行っております。これにつきましては、3月28日までが期限となっておりますが、この公募によりまして、認知症対応型の共同生活介護、介護予防も含めて、及びこの中で行う共用型の認知症対応型の通所介護、介護予防を含めて、これを1事業所、定員としては2ユニット18床、認知症の通所については3名ということで、もう一つが、小規模多機能型の生活介護、介護予防も含めて1事業所、定員、登録が25名、通所15名、宿泊は6名。この2事業所の公募を行っている状況でございます。

現時点での状況につきましては、認知症対応型の共同生活介護、これは、いわゆるグループホームでございますが、グループホームにつきましては、かなり事業者からの問い合わせがあるというような状況でございますが、恐らく公募申し込みされる方があるのではないかと考えております。

一方の小規模多機能型生活介護の事業所につきましては、現時点では問い合わせ等はありませんので、今後の状況から考えて、応募があるかどうかはちょっとわからないような状況でございます。

入所の希望者の状況ということでございますが、認知症対応型の共同生活介護、グループホームの施設につきましては、現在の施設は18床入っているような状況でございますが、これにつきましては、特養みたいに待機でたくさん待たれるというような状況はございません。必要であれば、「いっぱいでした」ということでしたら、よそのほうへ回られてしまいますので、待機者がどのような状況というのは把握しておりませんので、希望者がどのぐらい程度みえるかというのはわかりませんが、ただ、認知症の高齢者が増加の一途をたどっておりますので、潜在的な入所希望者は相当みえる、今後もふえてくるのではないかと考えております。

最後の防災等の関係でございますが、先般、長崎県でグループホームの火災等で非常に問題になった事例もございます。これにつきましては、当然、消防法の規制がかかりますので、スプリンクラーの設置義務、これはもう24年度から必ず275平方メートル以上の施設は設置しなければならないというような義務となっておりますので、これにつきましては、当然、町の消防のほうで現地査察を行い、指導を行っていくというような状況でございます。

条例等の内容につきましては、こういう安全等のことはございませんが、他方において、こういう規制がかかってくるというような内容になっております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、火災の関係で、ことしも長崎のグループホームでありました。それにつきまして、消防のほうとしましてお答えさせていただきます。

把握しておりますこの老人福祉施設につきましては、5カ所と考えております。グループホームおり姫、まどかの号、つつじヶ丘、野場にありますが穂の香あや音、それから、これは多機能型になりますが、まどかの家ということでありますが、毎年3月に消防法に基づきまして立入検査を実施しております。ことしは2月8日に長崎でグループホームの火災がありましたので、直ちに実施いたしました。今、福祉部長が言いましたとおり、不備な点、あるいは訓練不足等々については指示を出して、二度と災害がないようには指示対応をしております。消防のほうとしては5カ所を把握して対応させていただいておりますので、報告させていただきます。

以上です。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 今回の条例化に当たって、この資料がたくさん出されております。非常に多岐にわたっているわけですが、その中で、この条例化に当たってはどうか充実してきたのかお伺いをしたいというふうに思います。

また、それから、関係資料でも出ておりますけれども、七つの施設についての条例化でございますけれども、その中で、幸田町で対応して実際あるのが3、4、5、6の施設ということで、1、2、7、8につきましては、まだ町内におきましては整備がされていないということでございますが、そうした中で、この条例化に当たって、国あるいは県の内容と、それをどう発展させてきたのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） どう充実したかということでございますが、これにつきましては、地域主権一括法の制定によりまして、地域密着型の施設の基準を町が定めるということになっているわけですが、条例の制定に当たりまして、町として特別充実したというような内容はございません。基本としては、厚生労働省令の基準をそのまま条例で規定しているような内容でございますが、ただし、2点ほど独自で定めた内容もございます。

これにつきましては、地域密着型の中に介護老人福祉施設というのがございます。介護老人福祉施設につきましては特別養護老人ホームでございますが、地域密着の特別養護老人ホームについては、小規模でございます、29名以下の定員でございますが、これにつきましては、国のほうでは居室が個室ということで定めがあったわけですが、町の条例においては、これを2から4の多床室でいいよということで定めております。

あと1点につきましては、記録書類の保存期限が国のほうでは2年となっておりますが、これを5年ということで規定したというような内容でございます、その2点が国の規定と違う、町独自の規定となっております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この条例の中でうたっているのが、第3条の3項であります、

これは法人化するというものが規定をされているわけでありますが、当然、こうした介護事業者においては法人格を持つものであるというふうに思いますが、わざわざこの法人とするということで、条例で規定した内容についてお尋ねするものであります。

それから、この中で一番の内容でありますけれども、入居定員や人員、職員、設備などの配置体制にかかわるチェック体制をどうするのかということでございます。先ほどもございましたけれども、安全対策の基準というものにつきまして、この高齢者施設においては火災、あるいは病気等が発生をして死亡するとか、そういう、この施設の中における規制緩和の名のもとに人員配置が十分とはいえない中での体制がなされている中でいろいろな問題が発生しております。こうした安全管理対策、この点についてはどうクリアしていくのかということでございますけれども、その辺についての対策はどうされたか、お願いしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 法人と規定した理由等でございますが、これにつきましては、国のほうの介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律によりまして、サービス事業の申請者の法人格の有無を条例で定めるように条例に委任されたわけございまして、これによって規定するわけでございますが、法人につきましては、これは個人と法人があるわけでございますが、法人でなければ、やはり社会的に安定した組織ではございませんので、事業についても適正な運営ができないというような判断もございまして、法人として規定するわけでございます。

あと、安全管理とかチェック体制でございますが、チェック体制につきましては、当然町の指定する事業所でございますので、これにつきましては、町が指導監査権を持っているわけでございますので、町がこれは責任を持って現地指導、現地に入りまして、また、事業所の帳簿等を調査しまして監査を行っていくというものでございます。

安全管理につきましては、当然事業所、これは消防法の絡みになっているわけでございますが、安全管理者等、防災責任者等がこれは選定する義務がございますので、それに基づきまして、事業所のほうで責任を持って事業を行っていただくというようなことになるわけでございますが、当然、町といたしましても、それが適正にやられているかどうかにつきましては、事業所の監査に入りましたときにチェックいたしまして、指導等を行っていくというようなものでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 現在、この事業所が2カ所あって、四つの項目の事業を運営しているわけでありますが、先ほどはこうした事業所の監査をしていくというふうに言われましたけれども、実際、1年に1回も行っていない事例があるわけです。こういう状況をきちんと強化をして、そして、チェック体制できちんと指導をしていくべき問題ではなからうかというふうに思うわけでありますが、今度は条例化によってさらにこれが強化されなければならないというふうに思うわけでありまして、そうした点で、今まで県が行っていたものを町で実施をしていく、こうしたチェック体制を1年に1回、あるいは2年に1回というものではなかなか行き届かない面がありますので、そうした点においては、やる、やるではなくて、きちんとそれを盛り込むべきではなからうかという

ふうに思いますが、そうした内容についてはいかがかと思えます。

それから、実際、この指定介護サービス業者リストがあるわけですが、そうした事業者で法人格を持っていない事業者が町内にあるかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） チェック体制での監査でございますが、この監査につきましては、町の監査の要綱に基づきまして実施していくものでございます。現時点では二つの事業所がございますので、これを1年に1回ということで、一つの事業所につきましては隔年ということになるわけですが、その隔年で監査を実施しておりますので、監査の結果については、おおむね良好というふうな状況も発生しておりますので、今後ともこのようなチェック体制で考えております。

あと、法人格でございますが、介護保険の事業所は、町内には最近またデイサービスの事業所等もふえたような状況でございますので、それが法人格を持っているかどうかというのはよく把握はしておりませんが、法人格を持っていない事業所もあるかと思われれます。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 町の監査の要綱に基づいて、1年あるいは隔年で監査をしていくよということでございますけれども、しかしながら、こうした介護事業所におきましては、いろいろな人員不足や、あるいはまた、町内でも起きましたけれども、不正請求、こういうものもいろいろございます。人員配置不足による不正請求問題、こういう事例も発生している中で、きちんとこうした立ち入り調査、チェック体制、こういうものを強化していかなければ高齢者の入居者のサービスというものがやはり充実されてこないということにもつながりかねませんので、その辺の体制はきちんと、半年に1回などは担当がチェックをすとか、こういう体制づくりをしていくことが大事ではなかろうかというふうに思えます。その点について、見直しをしながらやる考えについて伺います。また、きちんとこの中で法人というふうにならわれておりますので、町内で介護サービスを行っている事業者が法人でないというようなことは問題ではなかろうかと。また、そういうものを認定業者としてきたことに対する町の姿勢も問題ではなかろうかというふうに思いますが、その点はどうか改善されていくおつもりなのかということでございます。

また、文書管理が、文書の保存を2年から5年にしたということで、県条例にあわせてきたわけですが、やはり後でいろいろな問題が発生したときに、こうした文書保存にかかわっては見直しをしていくということで、この5年という扱いは問題がないかどうかということでございます。2年を5年にしたからいいではないかということではなくて、やはりこの年限については適正なのかどうか、その点についてもあわせてお尋ねします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 監査につきましては、当面、隔年で行っていきたいと考え

おります。なお、通報、苦情、その他発生した場合は、その都度、事業所に監査に入るものでございます。

先ほど、私の勉強不足で、法人格を有していない団体があるのではないかとということをお答えいたしました。現時点の町の介護保険指定事業所は、すべて法人格を有しているということでございます。

あと、文書の管理でございますが、2年を5年にしたということでございますが、これは、地方自治法上の時効の年限等もありまして5年とするものでございまして、この5年で適当ではないかと考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。

午後は、1時から会議を開きます。

休憩 午前11時41分

再開 午後1時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） この第5号は、説明にもありましたように、地域主権一括法という形で、それに関連する国の基準というのが廃止されて、それぞれの市町が条例を制定せいで、こういう内容で、基本的にはその内容は国基準のコピーと、こういう内容の理解をしているわけですが、そうした中で、議案関係資料の10ページに5号にかかわる内容が載っております。その中で、（1）から（8）まで、それぞれの一般的な原則の関係の例示がされております。この中でいけば、（4）番、（5）番が幸田町にあつては具体的な施設の存在という形で私は理解をしているわけですが、ただ、そうした中で、この条例の制定ということの中における（4）番、（5）番という中で、いわゆるここで言うところの人員、設備、運営というのは、条例の基準でいきますと1以上だと。その1とは何なのか。それぞれその基準値が1以上だよという規定があつて、1というのは何なのかということと、もう一つは、その1に基づいた、言ってみれば、まどかの家とおり姫というのが具体的な施設名になるわけですが、その内容に当てはめたときに、その基準が1以上だよと言ったときの状況について説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 1については基本的には、1以上ということは1人以上という解釈で結構かと思えます。現在、おり姫、これは認知症対応型施設であります。あと1カ所は小規模多機能居宅介護事業所があるわけございまして、まず、小規模多機能の居宅介護の事業所につきましては、条例にも定員が、登録人員が25名以内、通所の利用者が登録人員の2分の1から15人まで、宿泊の利用者が通所利用定員の3分の1から9人までということになっております。これにつきましては、現在、まどかの家の状況につきましては、25人の登録定員、通所の利用者につきましては15人、宿泊利用者につきましては5人ということになっております。

また、一方の認知症対応型の共同生活介護、グループホームでございますが、おり姫でございますが、これにつきましては、2ユニットの18人が定員となっております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今言われた数値については、それが条例の言うところの基準の1以上を指しているということの理解でよろしいですか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） この1につきましては、常勤換算の1ということでございますので、例えば、半日、半日、それぞれ出られる方がみえたら、半日、半日で1というような扱いになりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、いわゆるこの具体的な数値は何なのかといたら、料金を算定するときに用いる数値の問題と。要は、基準が1以上でなければならないといったときの料金算定は、それぞれの施設の具体的な状況ということの中の判断ですよということですが、その判断をお聞きしたわけですが、そういう判断のもとでの状況が、言ってみれば、料金算定で使われてくる数値が1以上であれば、それでよしという理解をすると、では料金算定をしたときの1と現実の数字が1.5だとかいったときの料金は具体的にどういうふうになりますか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） これにつきましては、あくまでも基準の料金判定とか、介護報酬は当然その基準によって決まっておりますので、それに基づく10分の1が本人負担となりますので、そういう御理解をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 条例制定ということで、大変膨大な量という形で制定の内容があるわけですが、そうした中で、第6条第6項及び第7項、これは議案書の関係でいきますと14ページに当てはまります。この第6条の6項、7項と、こういう中で、例えば6項でいきますと、「随時訪問サービスを行う訪問介護員等は」という形の中で、要は、職務に従事することができるというのが6項、7項については、随時対応サービスの提供に支障がない場合は、オペレーターは随時訪問サービスに従事できると、こういうできる規定の形の中で、要は、こういう規定があったときに、その状況をだれが判断するのか。これは、現場という関係も含めていくなれば、結果的には行政が判断するというわけにはいかないわけだ。そういうことになりますと、事業者がその判断を行う。事業者が行うときに、その状況がどうであろうと、事業者の判断によって運用がされていくといった場合、いろいろな問題の支障が出てこないかなと思うのですが、まずお聞きするのは、だれが判断するのかと。6項、7項について、こういう規定があって、言ってみれば抜け道だなというような意味合いも受け取るわけですが、その判断、だれでしょうか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 日々の業務の中で判断ということになりますので、事業所

の管理者の責任において判断することになると思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 一般的に業務が煩雑なときと閑散としているというときに、それだけの陣容を抱えて、ほかの職務に従事してはいけないよという規定は、やはりそれはおかしい。ですから、適時情勢、状況によって判断をする。そのこと自身はいいんですけども、ただ先ほど申し上げましたとおり、この規定でいきますと、あなたの答弁で言うように、事業所が判断をしますと、事業所が判断したときには、そういう体制が不十分な場合であっても、転用という言い方はいけないですが、わかりやすく言えば、転用することもできる。その転用はだれが判断するといったら、事業者の判断できよといったときに、いわゆる質の低下、レベルの低下というは起きませんかという懸念であります。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） その判断の適否が結果として利用者の苦情等あれば、これは適当でなかったということになります。支障がなければ適当であったということになりますので、結果として事業所が判断することになるかと思えます。ただし、事業所がこれを非と認めなかったような場合は、当然町が判断するような場合があるかと思えます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、そうしたときに事業所が判断をする。その判断によって、利用者がこんなばかなことがあるかといって苦情の声を上げてくれればいいわけです。ですけれども、幸田町の人みんなおとなしいから、みんな内に構えて、「私も世話になっているでなあ。下手に声を上げて手を抜かれてはたまらんな」という形で内々に声が表面化しないというおそれは私は出てくると思う。そうしたときに、それを行政がつかめというのはまた無理な話。そういう点でいきますと、この運用については、よほどきちんと事業者はその趣旨を徹底される、それしかないかなと思うんですわ。そういうふうに思います。

次に、43条。議案書の関係でいきますと26ページに43条の規定があります。この規定が、適用除外という規定が43条の内容になっております。一般的には適用除外というのは、どんな場合でもある。あるけれども、こういう形の中で介護サービスや事業者のその内容、規定する条例制定の中で、この43条というのは内容的にはいかなものかなと。私は、事業の水準、あるいは質の低下ということが、この規定によって許されていくような、そういう受けとめ方をするわけですが、そこら辺の懸念は大丈夫でしょうか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） ここに示されています定期巡回型・随時対応型訪問介護看護には、訪問介護と訪問看護を同一の事業所で行う一体型と別々の事業所で行います連携型というのがあるわけでございます。43条は、要するに連携型定期巡回・随時対応型訪問介護事業の訪問介護のみを行う事業所の規定でございます。別の訪問看護事業所と連携して、これはサービスを提供して行いますので、訪問看護員の配置そのものが、これは不要となるため、訪問看護員の配置等の規定を除外するというような内容となっ

ておりますので、よって、事業水準の質の低下を招くというものではございません。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、この43条の最後のほうで、「第9項、第10項及び第12項の規定は、適用しない」と。つまり、訪問介護サービスの看護師にかかわる内容の規定であります。そうしたときに、看護師の関係を9・10・12項で適用除外というのが、私は理解できないのですが、この辺の理解の仕方はどうなのか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 訪問看護ではなくて、訪問介護事業所の規定でございますので、当然、訪問介護を単独で行っている事業所につきましては、訪問看護職員は配置しないわけでございますので、それは適用を除外するというような内容となっております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第5号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第6号議案の質疑を行います。

まず、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 第6号議案は、同じく地域主権一括法によるものでございますけれども、これは要支援にかかわる施設の基準を定めるものでございます。それで、この要支援のサービスについての人員配置や設備などの基準につきましては、厚生省令や、あるいは県条例等と比較検討し、そして、新たに町独自で改善をした内容、こういうのはいかがと。あるでしょうかということでございます。

それから、第7条でございますが、この第7条の2項の（1）食堂及び機能訓練室というので基準がございます。この基準では、食堂も、それから、機能訓練を行う場所も同じところで広さが確保できればいいよと、こういう内容になっておりまして、それぞれの部屋を設けて利用するというものにはなっていないわけでありまして、この機能訓練と同一場所では狭いのではないかとというふうに思うわけでありましてけれども、そうした施設の面積等の基準が非常にあいまいにされている、この点については改善されなかったのかということでございます。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） まず、1点目、独自に改善した内容はございません。ただし、要介護、介護予防につきましても書類の保存期限は2年を5年に規定しております。

2点目の食堂と機能訓練室の共用の内容でございますが、これにつきましては、それぞれの設備、要するに、食堂なら食堂、機能訓練なら機能訓練の設備がありますので、それを収納して利用した場合に、個々に部屋を設けたよりも広くなる場合も当然考えられるわけでございますので、それは一緒にした場合が必ずしも部屋は狭くなるとは考えられませんので、問題はないかと考えております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 問題はないと言われますけれども、それは現在の施設の状況というのをチェックされた結果、このように持ってこられたのかどうなのかということでございます。

それから、以前、厚生労働省が介護サービスを提供する場所、こうした事業者を認定するに当たって、とにかくいろいろな施設も利用してもいいよと。そういう中で、民家を改造したり、あるいはその基準が、以前、事業者がなかなかそのサービスの供給体制に追いつかなかった場合、そういうときに基準緩和もしてきたことがあるわけですが、それをそのままこの条例に用いてきた。それがこの、いわゆる食堂及び機能訓練室の基準、共用して提供できるよというようなことにつながったのではなからうかというふうに思うわけですが、その点については検討した経過はなかったのかということでございます。

要支援の場合は、要介護状態がとにかく早く要介護状態にならない、やはり要支援の段階でその要介護状態になるのをなるべく時間を稼ぎながら、そして支援をするわけでございますので、やはりこの機能訓練というのは非常に大事であります。そうした点で、やはりこれが機能訓練の妨げになってはいけないわけがありますので、そういう点で、やはり町独自でもきちんとこの辺の基準というのは、ある程度の広さを確保でき、そして、手と手が触れ合うようなことでなかなか思うように動けないということがあってはならないわけがありますので、そうした広さの確保をきちんと定めるべきではなからうかというふうに思うわけですが、その点ではどう実態を調査し、そして、この提案に至ったのか、お伺いしたいと思います。

次に、運営のチェック体制でございますが、要介護の施設の条例に当たっても言われましたけれども、こうした施設のチェック体制につきましては、町の監査要綱に基づいて、1年あるいは隔年においてチェックしていくよということでございますけれども、私は、1年あるいは半年ごとにやはりきちんとチェック体制、あるいは担当の立ち入り調査権というものも確保しながら、やはりきちんと適正にサービスが行われているか、人員配置でも基準を確保しているか、そういう体制をチェックする強化をしていくべきではなからうかというふうに思うわけがあります。その点についてはどうなっているかをお尋ねします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 現在、この地域密着型の通所介護事業、これを単独または併設で実施している事業所は町内にございませんので、チェックはできないような状況でございます。また、検討等も行っておりません。

広さの問題でございますが、それにつきましては、一体として利用した場合につきましても、やはり1人当たりの面積の3平方メートルというのはある程度一つの基準となりますので、そこら辺でチェックをしていけば問題はないかなと思っております。

また、事業所の運営等、監査、チェックの体制でございますが、これは、5号議案でお答えしたとおりの体制で、2年ごとに隔年の監査、または必要に応じた随時の監査を行っていくものでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、条例化に当たっては、これはどこを参考に条例化したのか、お尋ねします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 参考と言われますが、これは厚生労働省令、これをもとに、以前もこれを適用して町は地域密着型サービスの審査等を行っているわけですが、その基準をそのまま、若干町独自で決めたこともあります。それをもとに条例を策定したわけですが、どこかのよその市町村を参考にしたわけではございません。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） とにかくこの地域密着型介護予防サービスの事業にかかわっては、幸田町の高齢者が利用していくわけですが、そうしたときに、やはり人員配置や施設設備の内容、それから、サービスの内容等がきちんと適正であるかどうか、こうしたものをチェックする体制づくりというのは大事でございます。まずは、最初、こうした事業所を公募するときには、やはり町の内容基準に沿って、そして認定をしていくわけですが、こうした内容が盛り込まれていなければ、それがあいまいになってしまっていくわけですが、また、それを事業所ができて、そして、今度は運営をしていくときに当たって、最初はよかったけれどもだんだんとサービスがおかしくなってしまうと。こういうことのないように、やはりきちんと住民が利用できる、そういうサービスを受ける体制というのが、今度はチェック体制がきちんとなっていなければ、またこれはサービスがおざなりになってしまうわけですが、その辺をきちんと明確にすべきだというふうに思います。それはどこできちんとそうしたものが強化されるのか、要綱だけでいいのかどうか、その点についていかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 監査につきましては、やはり職員のこれは資質向上というのは必ず必要だと思います。市のレベルになりますと、監査専門でいるような職員も配置しております。しかし、小さい町でございますので、なかなか専門の職員はおりませんので、今後はいかにそういう監査の技能、そのアップを図っていくというのが我々の課題と考えておりますので、それについては十分配慮していきたいと考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） この6号議案も5号議案と同様に、国の基準で、これを切り張りしてコピーをしたと、こういう条例制定の内容だというふうに私は理解をしております。そうした中で、議案書でいきますと、93ページが一番最後の関係で、従業者の員数という形で、この第5条は、単独型指定介護予防認知症対応型通所介護と。こういう平たく言えば、私はここに該当する施設というのはおり姫しかないかなというふうに思うわけですが、それでいいかどうかということがまず第1点。

94ページから、生活相談員、それから、看護師もしくは准看護師及び機能訓練指導員、

いずれもこれは1以上だという形で、それぞれの数値目標、目標という言い方ではないですな、数値が書いてあります。そういう点からいけば、通告の内容は、事業所ごとということ、事業所数が一つであれば一つでも結構ですが、具体的にこうした規定が生活相談、看護師、准看護師、それから、機能訓練指導員という形で規定がございます。こうした中で、その基準を確保するためにどうなのかという現状の関係を説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） おり姫でございますが、おり姫の中で通所介護事業を行っているわけですが、ここに書いてあります単独型の事業所というのは、本当に単独で通所介護を行っている事業所でございます。おり姫の場合は、本体でありますグループホームの中で通所介護を行っておりますので、これにつきましては共用型ということになりますので、共用型の介護予防の通所介護を行っている事業所でございます。

また、従業員の数につきましては、単独型とこの併設型につきましては、利用の定員というのが12名以下ということに決まっております。ですので、それに合わせた人数でございますが、これにつきましては、生活相談員が1事業所に1人以上、看護師もしくは准看護師、または介護職員、これが1事業所に1人以上、機能訓練指導員も1事業所に1人以上ということに規定されております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ということは、その関係は以上ということですが、それは全部、先ほど言われたおり姫の関係でいけば、幸田町にしかそれはないわけですので、それは基準を満たしているかどうか、これは満たしているということですよ。

そういうことの理解の確認と、それから第8条、議案書の関係でいきますと96ページになります。

ここに従業員の員数という形で、この最後に地域密着型サービス基準条例の規定を満たすために必要な員数以上という規定があります。あとは長々だぁーっと書いてあるので、これを読んでいたら竹やぶの中に入ってわからなくなってしまう。要は、ここで言うところの第8条の関係からいけば、先ほど申し上げましたように、地域密着型サービスの基準条例第110条の規定を満たすために必要な数以上ということでありまして。これは、具体的にはあなたの言われたということと、私が先ほどお聞きした生活相談及び看護師、機能訓練指導員という関係との状況というものは、ここでいきますと、基準を満たす数値という規定があるわけですが、そこら辺との兼ね合いはどうなりましょう。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） この8条の規定につきましては、共用型の指定介護予防認知症対応型通所介護に関する規定でございます。共用型と申しますのは、おり姫がやっているわけですが、認知症対応型のグループホームなどの食堂等を利用して、その施設の通常の入所者とともに通所介護であります。その受け入れにつきましては、利用人員が3人以下とされております。ですので、3人以下、この範囲内でサービスを提供する場合は、その主たるサービス、グループホームの人員基準以上を配置していれば一緒にできるということでございますので、具体的に言いますと、その3人以内

の受け入れであれば、そのグループホームの通常の職員の配置で、それはサービスが提供できるというような規定でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、話は具体的なほうがわかりやすいなというふうに思うわけですが、ここの第8条で言うところの施設というのは、おり姫で、入所定員が18名ということで、あなたの先ほどの説明でいきますと、最大3名までだよという、こういう理解になるというふうに思うわけです。それが基準条例の110条、130条、151条の規定を満たすための必要な数以上だよという基礎数値になるという理解でよろしいですか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） その御理解で結構でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 次に、13条ということで、議案書の99ページの冒頭にあります。ここで、この規定の読み方、私の性格がにじみ出るかどうかわかりませんが、この規定でいくと、困難者はもうほかへたらい回ししてもいいよと。この規定、13条は、サービス提供困難時、その対応はこう対応しなさいよという規定が13条の規定。この規定からいうと、要は、我のところでは難しいから、ほかのほうへたらい回ししても我に問題はないですよと、こういう抜け道規定かなというふうに思うわけです。そこら辺は、そういうふうにしたときに、では、たらい回しをされた本人、あるいは親族を含めた家族はどう対応するのかという点でいくと、たらい回しされたその先は、あとは皆さん、自分でそれぞれ考えてくださいよという規定になりかねないなというふうな危険も危惧をするわけですが、そこら辺の関係はどういう形で、このたらい回しを容認はしませんということになるのか、規定は容認しているわけなので、どういうふうになりましょうか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） この条例13条の前の12条の規定におきまして、事業者は正当な理由なしにサービスの提供を拒んではならないと規定されております。13条では、この規定につきましては、遠隔地等で、要するに送迎に非常に時間を要して、適切な介護が提供できない場合など、サービスが提供できない場合、正当な理由が明記されるということでございまして、利用者へサービスの提供が欠けることのないように。このようなことになった場合は、適正な他の事業所へ紹介することを義務づけている規定でございます。たらい回しではなく、適切な介護を確保するための事業者の責任と義務を明らかにした規定であるということで御理解いただきたいと思います。

また、介護が保障されない場合、どうするかということになるかと思いますが、これは条例違反になりますので、当然町のほうで指導を行っていく内容でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 確かにあなたの言われるような規定になっております。つまり、利用申込者に対して、みずから、いわゆるこれは施設の側で、みずからが適切な介護等ができなければ、ほかの支援事業者への連絡、適当なほかの指定施設に紹介をするなど、その必要な措置を講じなければならない。言ってみれば、講じなければならないよとい

う義務規定だよということですが、それは自分のところがえらいからほかのほうにやろうと。しかし、ほかのところがそんな受け入れができなかったときには、それが見つかるまで引き続きこの申し込みを受けた事業者には責任があるという理解でいいですね。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 事業者の都合で拒否はできないということで、あくまでも本人の介護を基本に、それが適当であるかどうかという判断のもとにやるということになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第6号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第7号議案の質疑を行います。

2番、杉浦あきら君の質疑を許します。

2番、杉浦あきら君。

○2番（杉浦あきら君） 3条関係の幸田町障害者地域活動支援センター「つどいの家」について、2点お聞きします。

1点目としまして、今回の法改正により、つどいの家の研修内容、施設の設備などに変化は想定されるものですか。例えば、難病患者が参加するようになったら、障害の程度はいろいろな部位に出ますので、すべての難病患者の障害ごとに対応できますか。例えば、今話題の加齢黄斑変性とか患者数の多いパーキンソン病の人が参加するようになったらすぐに対応できますか。

2点目として、障害者に対する理解を深めるために一般の人に対してのPRを考えていますか。また、今後も花の販売などを広報こうた、新聞などで取り上げてPRされていくものかどうか、2点、お聞きいたします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 難病患者のうちにございますが、症状が固定している場合は、これは障害者手帳を取得しているケースが多いわけでございます。今回、法改正によりまして、症状が固定していない難病の方、手帳が取得できていないような方がみえるわけでございまして、そのような方でも障害福祉のサービスが受けられるようになるわけでございます。地域活動支援センター「つどいの家」では、これにつきまして、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のメニューの中に入っております、サービスといたしましては、障害者のデイサービスとして機能訓練、入浴、創作活動、スポーツ、レクリエーション活動、さらに相談活動を実施しているわけでございまして、今後につきましては、地域活動センター、これは希望される難病の方が利用できるわけでございますが、それぞれの定員等もございますので、その定員の関係、また、難病患者の方の障害、お体の状態等を考えまして、その都度、御相談に応じながら対応していきたいと考えております。

2点目の件でございますが、現在、障害者の地域活動支援センターでは、障害者向けに福祉体験教室への講師の派遣、また、中学生の職場体験、さらにつどいの作業所、デイサービスのボランティアの受け入れ等を実施しているわけでございます。また、しだれ桜まつり等、いろいろな行事で、そこで、つくった手づくりの品をバザーに出展いた

しまして、それぞれまた活動のPRを行っているわけですので、今後もこうした活動を継続して積極的にPRを行っていく所存でございます。

花の販売につきましては、現在、温室のスペースも決まっています、つくれる量も決まっているわけですので、公共施設等で完売している状況でございます。さらに供給体制を整えば広報等で積極的にPRを考えております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 2番、杉浦あきら君の質疑は終わりました。

以上で、第7号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第8号議案の質疑を行います。

まず、4番、鈴木雅史君の質疑を許します。

4番、鈴木雅史君。

○4番（鈴木雅史君） 葬儀用祭壇使用条例廃止について質問いたします。

祭壇使用は昭和38年から開始されたと聞いております。このことは、約50年間、幸田町民が使用したことになります。そこで、最近の使用状況、及び過去ピーク時の利用状況、背景についてお伺いいたします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 祭壇貸し付けにつきましては、開始は、議員おっしゃいましたように、昭和38年からでございます。資料が不明な年もございまして、わかる部分をもってお答えをさせていただきたいと、かように思います。

昭和45年から昭和50年、この間につきましては、利用は9割を超えるという状況でございました。昭和51年から平成14年の間でございますが、葬儀の約7割から8割を利用いただいていたということでございます。なお、平成15年、民間の斎場が開場いたしました。その後、平成20年、そして、21年にさらに開場が民間でされました。15年以降におきましては、すぐに約6割の利用率におりまして、その後、年々減少を続けたということでございます。今日、25年の1月末の状況でございますが、24年度におきましては3件の御利用率で1.7%ということでございます。

これらのピーク時の背景でございますけれども、町の生活改善への取り組み、派手にならず、地域含め見送る儀式として定着。言ってみれば、幸田流の葬儀だったというふうに思います。ですが、経年する中、就業形態、家の建てかえ、そして転入等、社会変革によりまして住宅様式や住民の意識も変化をしてくまして、民間斎場の会場もあって減ってきたという状況、背景にあると理解しております。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） ただいま言われたとおり、たとえ3件といえども、利用が減少しておりますけれども、使用の希望者はゼロではございません。それらの対応を今後どのようにしていけるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 今日まで町といたしましてはホームページ、そして広報、住民課の窓口等で利用についてのPRをさせてきていただいております。ですが、このような状況を踏まえまして、今後の取り扱いでございますけれども、町民の方等から問

い合わせがございましたら、先ほども少しお答えの中で触れましたが、町内の民間斎場等を当面の間、お話をさせていただけたらというふうに思っております。町内の民間斎場におきましては家族葬的な葬儀も取り扱いされているということも聞いている次第でございます。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） それでは、次に、現在所有している祭壇の数と今後の活用用途をどのように考えてみえるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 現在、使用可能な祭壇につきましては、3セット保有しております。今後の活用につきましては、現在、蒲郡市幸田町衛生組合新斎場建設計画を進めております。こちらに1セットをリユースし、日帰り葬による家族葬的な小規模な葬儀希望者へ対応できるように計画をしていきたいと、かように思っております。なお、詳細につきましては、今後の新斎場建設委員会で検討してまいりたいというふうに思います。

残り2セットにつきましては、まだ十分使用可能な状態でございます。ただ単に廃棄するのではなくて、活用の道を探っていきたいと、かように思います。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 先ほど申し上げたとおり、祭壇の使用条例は過去50年間にわたって行ってきた経過がございます。私も部落の中で聞かれたときに、町の祭壇があるけれども、これはどうなっているのだと、そういう問い合わせもございます。そういうときに、その条例を廃止することによって、廃止の周知方法をどのように今後考えられるのか、先ほど広報というお話もありましたけれども、なるべくきめ細かくやっていただきたいと思っております。よろしく。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） こちらの議決をいただきました暁には、早速でございますが、住民課の窓口、そしてホームページ、さらに広報等で早く、そしてきめ細やかに、他の方法もあれば、そういうのも取り入れて周知をさせていただきたいと、かように思います。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木雅史君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後1時45分

再開 午後1時55分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 祭壇貸付事業につきましては、新斎場のオープンにあわせた形で町の貸付事業を廃止し、そして、その後引き継ぐ。こういうような方向のもとで事業が利用者の減少に伴う中で、そういう事業の継続を表明されてきたわけでございますけれ

ども、事今回に至っては利用が激減をしたと、こういう中で、廃止したいというような考え方が産業建設委員会の中でも示されてまいります。そうした中で、10月からは霊柩業務が廃止をされてきて、一体となって、借りていた人にとって言えば、多少不便になったということでございますか、しかし、霊柩業務が廃止をされた後でも利用者はあったということですので、その後でも予算説明会のときの説明でいえば2件あったということではありますが、先ほどの鈴木議員の質問に対しては、平成24年度は3件ということでありましたが、その後ふえて、やはり利用者があったということからすれば、私は、やはり最初の方針どおり新斎場に引き継ぐまで貸付事業を継続すべきではないかというふうに思うわけでありまけれども、この問題で、3件は、いつと、いつと、いつなのか、お答えがいただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 24年度の祭壇利用の月でございますけれども、最初は7月だったと思います。その後、先ほど話もいただきました霊柩業務の中止がございます。その後、ことしの1月末までにということでも2件ございました。今のところ、それ以降については利用のお申し込みは来てございません。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この祭壇の活用方法についても産業建設委員会の中で説明もされましたけれども、やはりこうした事業は、これは予定するものではないわけでありまして、ですから、これは人の生き死に関係する問題でありますので予定が難しい。しかしながら、やはりいざとなったときに、この祭壇貸付事業があれば活用したいという人もあるわけでありまして、オープンまでにはまだあと2年ございます、ですから、それなりにこの祭壇の活用をきちんと便宜を計らっていくべきではなかろうかというふうに思うわけでありまして。例えば、先ほど1基は新斎場に引き続き、あとの2基はまだ活用は考えていないよということであったわけですが、利用者が少なければ、3基は必要ないわけでございます。やはり、最後の最後の活用ができる、そういう取り組みが本来必要ではなかったと思うわけでありまして、そうした考えにはなぜ至らなかったかということでございます。その廃止をする理由、これについてお答えいただきたい。ただ単に激減をしたからといってやめるというものではないわけでありまして。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） この祭壇の利用状況につきましては、これまでも議会のほうにもタイミングも見て御報告もさせていただいております。そんな折、23年の事業仕分けによりまして、もうそのときには既に大幅な利用実績が下がっているということでもございましたが、そんな中で事業仕分けを受けまして、廃止または大幅な見直しをという判定をされました。それを受けまして、平成26年度末、これは蒲郡市幸田町衛生組合新斎場のオープンを前提にしたものでございますけれども、26年度末を終期として、段階的廃止の方針でいきたいとしたものでございます。ですが、その後の祭壇の利用状況につきましては、今日、予想外という言葉はひんしゆくを買うようなわけでございますが、私どもの想定以上に利用が激減いたしました。先ほども24年度の状況についてはお話もさせていただいているわけでございますが、これらの予測についてはなかなか難

しいものでございまして、今日、財政の硬直化、民間事業の展開、それらのこと、社会情勢も踏まえまして、結果、苦渋の決断をさせていただくというものでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。

9番、水野千代子君。

○9番（水野千代子君） 祭壇の貸付事業でございますが、先ほどからいろいろな答弁は聞いておりました。私も、この祭壇貸し出しの事業といいますと、本当に安価で、多くの町民の大変喜ばれた事業の一つではないかなというふうに思っているところでございます。我が家も2回ほど町の祭壇を利用させていただいて本当に助かった記憶がございます。それ以外にも本当に多くの町民が親しんできた事業であるかなというふうに思っております。一応約50年ぐらい続いたわけでございますが、トータル的な件数をお聞きしようかなというふうに思いましたが、先ほど、当初は9割、その後、7割、6割と減ったということで今、お聞きをいたしました。この事業が始まってから、大体の件数というのはわかるんでございませうか。わかったらお教えてください。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 事業を始めて50年、今日まで大勢の方に御利用いただいた。やはり誇れる事業であったというふうに思っております。延べの件数、私どもの掌握しております資料から申し上げますと、延べの葬儀件数が7,003件、そのうちの祭壇を御利用いただいたのは4,645件というふうに理解しております。率で申し上げますと66.3ポイントになるということでございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 多くの町民の方々の66.3%という利用の事業であったということは、本当に町独自の事業であったし、誇れる事業の一つがなくなってしまうのは大変寂しい思いもいたします。

それで、先ほどからの答弁を伺っておりますと、この祭壇は本当に物がよくて、とても立派な祭壇を持っておられます。これがなくなってしまうのはもったいないかなというふうに思いますし、また、再活用をすごく希望するものでございます。その中で、3セットある中で一つは新斎場のほうへ行くということでございますが、あとの2セットはこれからどのように活用されていかれるのか、どういうお考えを持ってみえるのかということをお聞きいたしたいというふうに思います。近隣市町、また、インターネット等で見えますと、やはり市営の斎場等には備えつけの祭壇が設けてあったりだとか、また、例えば、大きな葬儀ではなくて、家族葬、友人葬、また、告別とか通夜はなくて直葬というのも何かあるようだというところも聞きしているところでございます。祭壇はなくても、基本的なセットだけ、要するに御本尊様が入るお厨子とか経机、また、焼香台等の本当に一番基本的なセットだけあれば、通夜も告別式もできるという、やられているという、そういうところもあるようでございますので、何とかそのようなものを活用いたしまして、大きな祭壇ではなくてもそういうこともできるのではないかなというふうに思いますし、また、残った2セットを貸し付けすることもできるのではないかなというふうに思っております。

以前、部長のほうから今後の活用についてはまた民間企業、今、幸田町では3事業所があるわけですが、その方たちからも何かお声をいただいているということもお聞きをしております。今後の活用の計画をわかればお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 祭壇は3式ありまして、1式については、先ほども御答弁の中で申し上げたとおり、蒲郡市幸田町の衛生組合の新斎場へと。これについては一番いいものを持ち込みたいと、かように思います。そして、残った2セット、これも私どもの部分からみますと、まだまだ十分使用可能だというふうに思っております。ただし、一つ、二つ注意をしなければならないこともございます。これは組み立てということでございます。今日まで従事した方は、その家の高さといいますか、部屋の高さとか、そういうものに合わせまして少々調整しながら組み立てして活用していたという状況でございます。もうでき上がりをそのまま置くというものではございません。保管については、それをばらしまして箱におさめているということでございます。もしこれを使う場合には、それらのノウハウも少し確認しながらしなければいけないだろうと思っております。いずれにしても、先ほども申し上げましたように、まだ使用可能なものでございます。単に破棄するというのもったいなくもございますので、できましたら新しい活用の仕方を探っていきたいと、かように思っている次第でございます。今はまだ具体的なものはございませんが、早速検討等を始めていきたいと、かように思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 制度発足以来50年という形で、民間やJAが葬儀事業に参画した。それからずっとじり貧傾向ですよ。そのじり貧傾向を傍観してきたのではないのか。先ほど鈴木議員の質問には、「廃止してどうする周知するのか」と言ったら、「早速PRに努めてまいります。ホームページでもやります」と言って、すぐ乗っかってしまうわけだ。ですけれども、じり貧をずっと傍観をしながら、どうする、こうするというのをやってこられたのか。私の記憶でいけば、五、六年前の担当部長が、この議場で、「もうクリーニングしました。ぴかぴかでございます。ぜひ御利用ください」と、そのことも言われた。別に議会で言ったから、あなた方がPRにこれ努めているということも申し上げているのではない。要は、こういう県下に誇れる、「たとえ一丁でも誇りある仕事をやっていけよ」と町長が1月4日の仕事始めの式で職員を前にして言われた。「一丁でも弱気にならずに誇りを持って仕事を進めてくれ」と言った口の舌の根の乾かぬうちに、「そんなものやめてしまえ」と。23年の事業仕分けの判定の結果だと。廃止せよなどということは言っていない。きょう、資料で出ているでしょう。その判定結果は、町が実施をして要改善をなさないと、こういう判定結果だ。その判定結果に、さっと飛びついて、「こんなもの廃止してしまえ」と言って早々と幕引きを図った。これが事業仕分けなんだ。住民にどれだけ役立ち、民生の安定と住民負担の軽減を果たしてきたか。これはみんな承知しているわけですよ。そういう点からいって、廃止した、早

速にPRにこれ努めますなどという問題ではない。要は、このじり貧をあなた方は傍観をしてきたでしょうが。では、こういう状況になるときに、せめて年に1回でも広報を通して、「こういう事業がございます。ぜひ御利用くださいよ」ということをおやりになりましたか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） これまでのPRという部分でございます。確かにPRについては十分とは言えないまでも、私の記憶によりますと、議会の部分からも一時激励いただきまして、それに基づいたりしまして、例えば広報でももちろん御案内もさせていただきまして。それから、手づくりの案内を受付のほうに置いたり、それらのことも取り組みましたし、ホームページの掲載もしてきたわけでございます。

それから、事業仕分けの関係でございますけれども、この事業仕分けの内容におきまして議論となったのは、利用実績が大きく減少してきたと。持ち出しが急増しているという議論でございました。そして、提言の内容でございますが、少数の利用のためだけに町が負担を続けるのは適切ではないと。廃止または大幅な見直しをかけるべきだという御意見でございました。それによりまして、先ほどの御質問の中でお答えもしたわけですが、次のステージ、蒲郡市幸田町衛生組合新斎場のほうでリユース、活用するという部分で生かしていくということで、26年度末、この開場にあわせて、そこまでを段階的に廃止に向けていきたいということにしたわけでございます。しかし、先ほど失礼な引用もしたかと思いますが、やはり私どもが予想していた以上に利用が下がってきてしまったということでございます。今日の費用対公課といいますか、そのようなことを申し上げるひんしゅくを買うかもしれませんが、例えば、この24年度、かかる経費で考えますと、3人の御利用ということは、割り返しますと1人頭80万円を超すというような支出割合になるわけでございます。やはりこれらのことは、一般の方々、町民の方々に問えば、「そんな状況か。やむを得ないか」というようなこと、私どもとしては本当は続けたかったわけでございますが、このような事情からして、これ以上踏ん張るということは、やはり公の立場としてよくないだろうということで、先ほども申し上げましたが、苦渋の決断をさせていただいたということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 事業仕分けという形の中で判定がされた。私も1回、一参観者としてやりましたが、事業仕分けほど手前勝手なことはないわけだ。あなたの言われたように、「少数の人間にこれだけの税金を使ってはどうもならん」と。では、幸田町の行政の中で、すべからく3万8,000人にひとしく及ぶ事業はあるか。これを言っていたわけですね。補助金はこんなところへ出してはいけない。もともと補助金というのは、特定される個人とか特定される組織、団体に交付をされるのが補助金なんですよ。あなたの論理でもそうだ。仕分けがされたときに一番無難な言い方というのはそうなんだ。一番無難な言い方は、だれでもそうだなと思わせるような言い方。その人間にこれだけの町費を使ってどうだと。費用対効果がどうだなどと言われれば、「ああ、そうかいな」と。すべからくそろばん勘定ではじき出して、気に入る、気に入らんは別にしてぽっと切っていけるのが事業仕分けの手法だ。事業仕分けとはそもそもそういうものだ。それを盾

にして言われるという点でいけば、私は全く納得できないということと過去の経過も含めて、前の近藤町長、このときにも年々減っていくと。どんどん減っていくときに、私は時の町長に、最後の一人まで残せという指摘と提起をいたしました。近藤町長は、「年々減少していくであろう。だがしかし、私も最後の一人まで残せという同じ考えですよ」と、こういうことを言われて今日まで残ってきているわけですよ。そうしたときに費用負担がえらいなどと言ったら、そんなことは当たり前のことだ。幸田町全体の全部の事業がそうだ。1人当たりに頭割りに計算すればそうだ。しかし、すべからく3万8,000人にひとしくいくような事業がどこにある。そういう一番手っ取り早いところにメスを入れていくのが事業仕分けの無責任さ。こういうところの根本的な問題はきちんとやらなければいけないということと、もう一つは、どうもおかしな方向に行っているなど私自身が思うのは、新斎場がオープンしたら、1基残してあとはなくしてもいいわと、こういう道筋に何で立つのか。新斎場ができたなら、そこへ1基活用するのは結構だ。しかし、引き続きまだ2セット残っていったときにどうするのかという選択肢がない。

あなたは、まだ2セットの関係は活用の道がないというなら、それは社協のほうで、名前を変えて社協の独自事業でおやりになるようなことだってあるはずですよ。それを言うと、「社協に押しつけてしまった」と言うかもしれないけれども、ですけれども、事業の進め方の問題と、もう一つ、あなたは住宅事情だとか、あるいは住民の意思や感覚と。住民の意識が変わってきたことは事実だと。しかし、住宅事情という感覚イコール、今の新築住宅の思いしかないですよ。高齢化社会が進んで高齢者だけの世帯。言ってみれば、表現が適切かどうか、後で怒られるかもしれないけれども、幸田町の中は農家の人たちも多いわけだ。そこでじいさん、ばあさんしかいないと。「せめて私が嫁いできたこのうちで、私のお棺を出してくれ」という思いを持っている老夫婦は幾らでもいるわけだ。そういうところの住宅事情は、祭壇の1基や2基やったからといって、住宅事情などというのはないわけだ。手っ取り早い話、住宅事情といえば、「それはそうだな」といって今の住宅事情の感覚で物をしゃべるから、住民のみんなも、「それはそうだな」と。言ってみれば、市街化区域もしかり、市街化調整区域などはもっとしかりだ。大きなうちがあるわけだ。そこにじいさん、ばあさん、場合によっては、じいさんしかいない、ばあさんしかいない、そういうところを出してほしいという声はあるわけだ。あるけれども、そういうものがかき消されて、どんどん、どんどん低くなったときに、新斎場ができたならそちらにやって、あとのものはちゃらすよと。もしそういうことをおやりになるなら、私は社協と十分お話をして、この活用の道を探るべきだと。

国保に加入されておられる方が亡くなったときには葬祭費が5万円出ます。幸田町が指定した火葬場、つまり、蒲郡市と西尾市、岡崎市、この火葬場を利用する場合、火葬料金は4万5,000円ですよ。それ以外の火葬場の場合は5万円だという形で、こういう金の計算の仕方はいけないかもしれないけれども、国保から葬祭費が5万円出て、祭壇使用は4万5,000円だと。「ああ、つらかったな」といって5,000円、これでは涙金かもしれないという思いがあったかどうかは知りません。そういう仕組みの中で活用されてきたものが祭壇ですよ。事業仕分けの対象でまないたに上げて、これが事業仕分けの成

果なり。廃止するのは当然だ、住宅事情と言いながら、大きなうちで一人寂しく先祖を祭りながら、「早くお迎えに来てくれないかな」という人もいるわけだ。「ばかなことを言っていけない。寂しいことを言っはいかんぞん」という話もしますけれどもね、そういうことは見ずにして、「住宅事情だ。それは、あんな祭壇を入れたたら、上がつかえてしまって、祭壇切り刻んでしまわなければいかんわ」と。そういう選択肢になぜ入っていくのか。私は残念だ。

そういうことで、要は、私がお伺いしたのは、新斎場に1基やるのはいいでしょう。事の経過があつて、あと2セットについては、我が町で持ち切れないよと、こういう祭壇の使用条例の廃止だ。ここで撤廃せいと言つてもしないわけだ。

こうしたときに、では、社協と相談をしながら、社協の一つの事業としておやりになつたらどうですかと。そうすると、今度は仕分けが、「社協、こんなことまでやつて何事だ」とまた・・・にするわけだ。事業仕分けがどうであろうと、こうであろうと、この事業が民生の安定と住民負担の軽減に大きな役割を果たしてきた。そして、今までの行政の考え方は、「最後の一人まで残しましょうよ」と。「ああ、そうだ」と町長が答弁していたんですよ。そういうものをどういうふうにお考えなのか。費用対効果だと。だったら、かかっている人は3名ですか。固定給ではなくて1回幾らという形でやつてはいるはずなんですよ。そういうこともあわせていくなれば、費用負担の方法の問題、幸田町だよ、町がその祭壇使用にかかわる費用負担の関係も費用対効果などという考え方でなくて、どういう実態をどういう改善していくのかと。こういうものが見えてこない。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 多くのことをいろいろ御意見等を賜りました。

仕分けについては、先ほども私のほうからお話もさせていただきましたような経過でございます。それらを踏まえて今後の方針を立てたということでございます。

前町長がという発言のこともおっしゃられました。確かに私も耳にしております。前町長もその当時、それだけの気概を持ってやつていきたいとおっしゃられたことだというふうに思っております。

それから、蒲郡市の斎場へ1セットを持って行って、残つた2式の取り扱い。これについては、先ほども言いましたが、今後検討していきたいというふうに思います。ただし、今議員のおっしゃられた部分も含めて参考にさせていただき、検討させていただきたいと、かように思います。

先ほど、費用的に人的な部分の、非常勤といいますか、嘱託員の話が出ました。これは待機の問題もでございます。いつ葬儀が発生するかもわからないと。そういうときにいつでも対応できるという待機的なものもございまして、月に1人頭10万円というもの、これを2人で組み立ててでございますので月に20万円、待機としてかかつてしまうと。ただし、実際に出たときは、さらに費用弁償として、その従事者1人2万円、2人でセットですと4万円、1人頭がさらに足されるという状況でございます。それを計算すると、今年度の実績のほうで割り返すと先ほど言つたような費用ということでございます。そのようなこともございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、先ほど言いました残された2セットについては、活用を十分に考えていきたいと、かように思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうぶっきらぼうに言うな。「今後、考えていくわ」と。そんなところでやらなくていい。要は、私が申し上げたいのは、最後の一人までやっていきますよといったときに、もう廃止の方向だと。では、2セットをどうするかといったときには、一つの提案として社協でおやりなさいよと。そこら辺も十分話をしなさいよということと、もう一つは、先ほど言ったように、高齢者のひとり暮らしや高齢者世帯だけの世帯がある。そうしたときに、自宅でできるという選択肢だけではないんですよ。お寺もあるわけじゃないか、地域の集会所もあるじゃないか。葬祭所の会場を借りたら、それはぶっ取られてしまうけれどもね。そういう地域の集会施設やらお寺で、この祭壇を使ってやっている事例はあるわけですよ。そうしたときに、指定3カ所の火葬場を使えば使用料は4万5,000円ですよ。だから、それをそのまま社協でどうだという、そこまですは踏み込みません。要は、話し合いのテーブルに着いて、自宅だけの問題ではない、自宅葬を望む人がいることも事実ですよ。しかし、自宅葬だけではなくて、事情もあるならば、地域のお寺やそれぞれの地域の集会施設を使ってやっている事例もある。そうしたときに町の祭壇を活用するという選択肢で、要は、制度発足したときのそもそも論は、民生の安定と住民の負担の軽減だと。その原点は、どのように事態が推移し変わろうと変わらない。その根本的な立場に立って、社協がいいということではなく、たまたま私に浮かんだのは、今後、社協が受けてくれるといいなという思いを言っているわけで、社協にせいなどということを行っているのではない。要は、そういう公的な組織とあわせて、検討の幅を広げて、どういう知恵と工夫をしながらこの祭壇を残していくのか。一丁でも誇りを持ってと言った町長もいるわけだ。そういう立場で対応していただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 決して一つのものに的を絞っているわけではございません。多くの中から最良の方法を見出していきたいと、かように思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第8号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第9号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第9号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第10号議案の質疑を行います。

まず、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 今回の改正でございますけれども、太陽光発電設備及び風力発電設備に係る道路占用料の額を定めるというものでありますが、この道路占用に当たって、例えば、今までは看板等の設置ということや、あるいは配管とか、そういうもので占用料を徴収してきたわけですが、国土交通省は今回、太陽光発電などを道路区域内

に設置したいという要望が寄せられた、このことから占用許可対象物件として追加をしたというものでありまして、幸田町でもその中で道路占用料の規定を設けるものですが、幸田町の町道でこうした太陽光発電設備や風力発電、こういうものが設置可能と考えるのかどうなのか、この点についてお尋ねしたいというふうに思います。また、占用料の単価に決定については、どういう基準で決定をしてきたのかということですが、お尋ねします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 道路占用の太陽光発電設備と風力発電設備ですね。この設置が考えられる箇所ということですが、なかなか幸田町の中でたくさんあるとは言えません。基本的には、考えてみれば、道路ののり面、特に長いのり面が該当するのではないかとということと、それから、広い道路でも歩道部の余裕がある場所、例えば、ないかもしれませんが、相見の歩道の9メートルある、全体でいけば30メートル道路ですので、ああいう空間を利用するというようなことが考えられます。

それから、占用料の単価の決定ですが、これは道路法の施行令によって道路占用許可対象物件として位置づけられたものを条例の中で占用料を定めるというふうになっています。これについては、今回は占用面積1平方メートル当たりの単価ということで定めています。それで、これは国道もあり、県道もありということで、今回特に、愛知県では県のほうで今現在、占用条例を出されていますが、その中で決定をしてみえます。その算定の中には、道路の価格とか、それから使用料率、これは国が算定した地価、土地の価格に対しての賃料の割合ですか、そういう率ですが、それとあとは占用面積によって算出をしてございます。

それで、愛知県の中という県道ですので、市にも位置する道路もあり、町村に位置する道路もありということで、愛知県では占用料を市の区域と町村の区域に分けてございます。それで、今回、本町としましては町村の区域の規定1,500円を引用したものでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この占用料の考え方でございますけれども、実際、道路に設置するというのは不可能でございます。しかし、先ほど言われましたこの道路ののり面ということで言われるならば、そういう場所があるのかということでございます。また、この道路ののり面を活用するとなった場合、例えば、この耐震対策とか、そういうのでもいかがなのかということでございますけれども、相見の歩道も考えられるということでもありますけれども、実際、具体的に本当に設置可能な町道があるのかということですが、具体例がほかにあったら、条例制定に当たって、こうした設置場所可能なところも調査されたかとは思いますので、その点について調査されたら、その具体例をお答えいただきたいというふうに思います。

また、今回の同じ改正の中でもう一つ挙げられていたのが、これは津波からの一時的な避難場所としての機能を有する施設も加えられたということですが、それについては検討しなかったのかということですが、私もほかの事例で調べてみましたら、県内の中でも新城市がこの津波からの一時的な避難場所と。海から遠く離

れたところでも、このように道路占用料の中に盛り込んであったわけでありませけれども、幸田町も蒲郡市と違いまして海に面したところではないわけでありませし、また、同時に津波被害というのは想定が余りできない区域というふうに思うわけでありませが、同じような地域、津波での想定ができない地域でもこのような条例制定に当たっては定めてきていたわけでありませが、この件については検討しなかつたのかということございませ。お答えいただきたいと思ひませ。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、具体例ということございませが、先ほども道路の長いのり面ということで、幸田町でそんなにたくさんあるわけではないものですから、考えられるのが、道の駅へ進入する道路ののり面は非常に長いし日当たりもいいというふうにご考えられると。それから、長嶺の工業団地へ行くのりとか、そういう中部工業団地へ行くのり面等々が考えられる。ただ、今のこういう太陽光発電においても、今の大きさがずっといくわけではないと思ひませ。常に日進月歩で小型化するなりにしていくわけであつて、そんなに広い面積も今よりは要らないのではないかなというふうにご思ひませ。そうしますと需要も出るのだらうと。こういう条例は、一つでもありそうならつくるというのが実態ですので、そういう点で具体例、現時点は少ないですけれども、将来に向けて、太陽光発電の構造等が改造されて小さくなれば、もう少し狭いところでもできるようにするのではないかと、将来を見通したものだということご御理解願ひたいというふうにご思ひませ。

それと、耐震とか構造の基準ですが、これについて、今、実は愛知県の建設部道路維持課でも、こういう太陽光、風力発電、構造が非常にコンパクト化してきていてということご、その耐震基準というのはまだ実は盛つてございませせん。それで、今回、占用をおろす際には、そういう構造基準もきちんとわかるようなものを許可するというようなことご、今、検討をしてみえませ。そういう検討結果を踏まえて本町も準用をしていききたいというふうにご思ひませ。

それから、津波の避難場所ですが、議員言われませるように、国土交通省が道路占用許可対象物件として、この避難施設を追加されていませ。本町においても、実は当初、条例をつくる段階では、この津波の施設を追加するという考えでございませましたが、中でも例規審査会とか、そういう他の市町の事例等を参考とする中で、実は、24年の8月29日に内閣府発表の南海トラフの巨大地震に関する津波高・浸水域の被害想定ということご、これは愛知県下18市6町に出されていませるわけですが、この中では幸田町は該当しないと。要は、津波が来ないよという報道でしたので、今回、そういうものを加味して占用物件に追加をしなかつたということと、また、先ほどどこへつくれるかということごですが、実は、この津波避難施設は、津波から一時的に避難をするということご、避難場所としての機能を有する堅固な施設ということご、建築物ということご、高台の避難所で階段の上に踊り場を設置する施設というような、これはまさに建築物を実は幸田町の場合に道路の占用までしてつくるのかということごを考えれば、これこそ将来も含めて不可能ではないかということご、この点もあり、今回追加をしなないという状況です。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 中部工業団地へののり面なども考えていくというようなことであつたわけでありませうけれども、こうしたのり面、町道認定をした中でののり面がどれぐらいの面積があるかというふうに思いますが、私もざっと見た場合、そんなのがあるのかなというふうなところがございます。確かに道の駅へ進入するあののり面はあるかというふうに思いますが、しかし、のり面というのは、これは町道の範囲に入るのか、それとも民地に入るのか、そういうような非常にこの判断の分かれるところでありませうので、今言われても想定できないわけでありませうが、しかしながら、こうした太陽光発電や風力発電の施設は日進月歩でコンパクトになる、こういうことも考えられますので、確かにそれもあつたのかというふうに思うわけでありませうが、しかしながら、この町道への道路占用にかかわつては、やはり道路というのは通行の妨げにはあつてはならないわけでありませうので、その辺について、道路を占用する場合は十分配慮しながら、その道路占用できるようにしていくという考え方に立っていただくべきものではなからうかというふうに思ひます。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、道路占用ですね。本来、道路には占用物はつくらないというのが基本です。当然、車の安全が第一でありませう、ただ、どうしても道路に占用をせざるを得ない、例えば、現在ですとケーブル、中電柱等々、そういう社会のインフラに関する施設等は許可をしていますが、実は今回でも占用を許可する際には道路機能を阻害しないように許可基準を定めるということですので、先ほど言ひましたけれども、車道の中へそういう構造物が入るといふことは、基礎にしても、まずあり得ないということになると、道路ののり面とか歩道にあるということ、第一原則、そういう道路機能の阻害をしないということですので、御理解を願ひたいというふうに思ひます。

それから、あと、のり面が民地か町有地かといふのは、当然、道路占用ですので、のり面も部分も今、官地もあります、それから、民地もあります。ですから、その場所、場所によつては道路占用になるなり、民地に借地するなりという状況でございませうので、そこはあくまでも道路ののり部で官地の場合に道路占用を出していただくというふうな形になります。

全体ののり面積が町内にどれだけあるかといふのは私たちが把握をしていません。今後、まだ要望がないのですが、そういう要望が出たときに、そういう適切な許可をして、道路が安全であるような基準を守つて対応していきたいというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、1番、中根秋男君の質疑を許します。

1番、中根秋男君。

○1番（中根秋男君） 今、丸山議員のほうからほとんど出てしまつていませうけれども、道路占用条例の中で、一つ目としまして、町内、県内で具体的なこの要望があるかどうかということと、占用許可する場合、道路の安全対策基準がはっきりしたものが出ているのか、その点についてお伺ひします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、町内、県内での具体的な要望ということですが、これに

については、現在、町内では太陽光、風力発電等の設置要望はございません。それで、愛知県の建設部道路維持課に問い合わせをしたところ、愛知県においても、ないというようなことでお伺いしています。この占用条例の要望があるということで条例制定されているのですが、この愛知県の中ではない。ただ、大きく考えると、全国的にどこが考えられるかという、やはり高速道路とか遊休地等が使えたりというようなことで、愛知県の場合はそういう広いスペースとかがないということで、現実には、ないという実態でございます。

それから、占用許可に対する安全対策基準ですが、こういう基準については、先ほどの耐震とか、そういうのについては、現在、これも一つずつの構造が風力にしても太陽光にしてもメーカーにより違い、機種により当然違うということで、ある程度の統一ができないということで、耐震化の構造の安定計算書をつけさせるとか、そういう基準を今から県は許可する際に研究をされているという状況です。実は、この質問書が出てから県へ問い合わせて、まだ、実際手つかず状況ということで、今後やられるということです。

基本的には、構造自体が耐震かどうかというのは、そういうメーカーの責任も当然あるのですが、では、占用する際に、その構造物が道路に支障になるかならないかということでは、やはり、先ほども申し上げましたけれども、道路を安全に保つという支障のない施設でないという許可をしないよということですので、それはまず確保するというところでございます。

それから、太陽光発電のそういう点では、占用の場所というのは車道部ではないということですね。だから、町内でいっても、例えば、風力においても大きな基礎になりますので、なかなか該当し得ないのかなというふうに思っています。そういう点で、今後、要望等を今から、先ほども言いましたように、コンパクトなそういう設備ですか、小さくなってきたときに対応し得るものも出てくるかと思しますので、そういう機種の開発状況を見ながら、占用基準にあわせて安全な道路を確保するということが必要だというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 1番、中根秋男君の質疑は終わりました。

以上で、第10号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後2時44分

再開 午後2時55分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第11号議案の質疑を行います。

まず、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） C-449でございますけれども、これは、廃止認定でございますが、図面番号で13、それから、廃止が図面番号24に図示をされております。その中で、廃止をするのが足後池のこの中ほどより少し上のところから江松というところですかね、

ここまでで、それから、また、延びる区域がこの足後池のところから、これは蒲郡環状線という表示がございますけれども、いわゆる三河スカイラインに通じる道路でございます。そして、農免道路の分岐のところまでがこの区域を新たに認定するというものがございますけれども、この延長したところを新しく認定する道路につきましては、これは現在何になっているのか。その点についてお尋ねをいたします。

それと、幅員が3.5から14メートルというような幅員の道路形状になっているわけがございますけれども、町道認定をする場合は、最低でも4メートルというような、そういう基準があるわけですが、ここの場合は、いわゆる特別養護老人ホームへの進入道路と考えられるわけございまして、そうした点で、十分幅員がいいのかどうかということでございます。

次に、C-710。これは、いわゆる、今計画している特別養護老人ホームの建設地でございますが、現在ここはアスファルト敷きで進入路になっております。この丸がついたところでは鎖がありまして、進入禁止になっているわけでありまして、これは、いわゆる民地になっているわけでありまして、この道路は、いわゆる施設への進入路と考えるべきものではなかろうかと思うわけでありまして、その点についてはどうなんでしょうかね。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、認定する路線の図面を見ていただくとおわかりになると思いますが、まず、これは何になっているかということですが、先ほどの廃止する路線ということで、足後池までは町道として認定されていますが、その上は認定していない道路ですので、一般的には赤道という形です。現況、道路拡幅はどうかということですが、実は、既存の廃止路線のほうでは3.5メートルでございますが、新たに追加する起点のところでは3.7メートル、側溝まで入れると4メートルですが、実際、路肩等を入れれば、道路という路肩も入れた幅員だと4メートル以上あるということで、舗装が今、3.7メートルです。それから、ずっと同じように舗装の幅が3.7メートルから3.9メートル。それ以外に路肩もあるということで御理解願いたい。

それと、C-710のところの交差点というのですが、そこから蒲郡環状線までの間は側溝別で7メートルの幅員になっています。ですから、これについては現在、当然、県道蒲郡環状線からの進入路も多いかと思いますが、大型等については、北側のほうから入っていただくという、今、7メートルの幅員からも入れるような状況もありますので、当面、この道路については改良はしていかないというふうに考えています。

それから、C-710の道路は民地で施設への進入路ではないかということですが、現場を見られたようで、私も当然、現場を見ましたけれども、舗装に、それから、草も生えて、使用していないということで非常に荒れているという状況で、ただ、見られてわかりますように、幅が非常にまちまちです。一律の幅ではないということで、実は、この中には、現在のところの用地は、現在の用地というか、道路の用地ですが、6メートル10センチメートルから8メートルということで、まちまちな幅員でございます。それで、その中に実は赤道、先ほども言いましたように、一般的にいう官地ですが、その中で1.2メートルから2.8メートル、これも幅がまちまちですので、それぐら

いが官地で、残りの残地部分が民地というような状況でございます。それで、こういう道路が施設だけの進入路になりかねないということで、当然、実は、この開発をするのに都市計画開発基準によっては区域外との接道で、6メートル以上の道路をつくりなさいよという愛知県の基準がございまして、ですから、今回、幅員は6メートルで認定をお願いするというので、実はこれは、見られたように、行きどまりではないかということでございますので、行きどまりのところは町道認定ができません。ですから、今回、一番先端において転回広場というんですかね、行ってUターンができる広場を確保して、一般の方が入っても帰りは出られるよというような形で町道につくっていただくと。承認工事をつくっていただくのですが、そういう形で対応するものですから、一般の施設だけの進入路ではないということで、実は、その先線も若干赤道がありますので、そういう対応でと考えています。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 農免道路からこの田畑の中を進入をしてきて、それから特養に入っていく、この道路につきましては、3.7メートルから3.9メートルの幅員があるよということで、路肩も入れると4メートル確保ということでもありますけれども、これは、私も通ってみて狭いなというふうに思ったわけでありまして、しかしながら、この特養の誘致をする条件の中では、こうした道路改良は行わないというようなことを聞いておりましたので、実際、あそこを見てまいりましたけれども、しかしながら、あその部分で道路改良を行わないとすれば、やはり利用者が不便になってしまうというようなことの道路形状でございます。もう、そうした点からすれば、私はきちんと、やはり誘致をしてきた特別養護老人ホームでありますので、この辺の道路改良というのはきちんと行くべきではなかろうかというふうに思います。町内の方々が利用する上で、やはりそのままの形状でいいというものでもないわけでございますので、そうした点で、その辺はきちんとしていくべきではなかろうかと。現在の状況で認定していいというものではないというふうに思いますが、その点についての考え方をお聞かせいただきたい。

それから、C-710でございますけれども、ここは赤道と民地が混ざった道路形状になっているということでありますが、確かに非常に幅広いアスファルト道になっているわけでありまして、その赤道の残りの部分は、これは民地ということでございます。ですから、そうした点でいえば、本来でいえば、これは、特養の進入路であるわけですから、この進入路を町道認定していくのはいかがかということでございます。なぜそういうようなことをするのかと。特養の面積が、やはりこの下の部分のところから、今現在、工場が建っている部分からずっとあるわけですので、そのときには、これは工場がやっていたときには町道認定していないわけでしょう。それで、あの一帯を特別養護老人ホームの敷地内と定めて、それを町道認定にするわけでありまして、私は、これは町道認定するのはいかがかというふうに思うわけでありまして。幾らロータリーで戻ってくるとはいっても、その点についてはやはりきちんと一線を引くべきだと思いますが、その点についてどうでしょうかということでございます。

同じ特養敷地内の中の周遊する道路といいますか、ぐるっと回るようなところに、あれは細い道路が通っているのですね。それは定かではないわけですが、この図面でも図

示をされておりますが、こういうところを放ったらかしにしたままで町道認定するのはいかがかと。その点についてはどう考えておられるのかというふうに思います。また、利用者の利便性という点からすれば、この辺を町道認定するならば、一体としてきちんと整備をして認定すべき路線ではなかろうかというふうにと思いますが、その考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、足後池というのですか、そちらのほうからの道路幅員が3.7メートルから、こちらとしては約4メートルと読みたいのですが、その改良ということですが、実は、ここの改良の中には橋が2カ所ございまして、そういう点で、ここまでこの道路を改良して、橋梁にお金をかけてする必要があるかということ考えた場合、ここは改良はしないほうが良いという判断をしていますし、逆に、北側のほうの農道7メートル、できればこちらを主要道路として進入をしていただくような形が、今後、利便的にもいいのではないかと考えてございます。それと民地がありますよということで、そこについて、進入路ですから施設のほうでということですが、実は、民地というより、今回、町道認定するというのは、都市計画の開発基準で、そういう区域の道路と接する場合に6メートルにするという条件がまずあります。今回、今、それが大前提で、ここへ誘致する条件にはなっております。今回の場合、町有地もあるということで、実は、この6メートル道路を開発者に一応町道認定をしておいて、承認工事という扱いで対応をしていただき、そして、土地については寄附をしていただくというような形で、今協議を、ほぼそういう条件で進めています。ですから、そういう点では、大半が施設にみえた人が承認工事をする。それで町道認定を6メートルにしていますので、町として管理者からもそういう許認可があるということで、町と協議をしながら事業を進めるという形になります。ですから、先ほど、私道だから町がそこを整備するということは今のところ考えてはおりません。あくまでも都市計画の開発区域の基準として、開発者は6メートルの道路をつくって行わないと開発の許可にならないという県基準の上で、こういう6メートル道路を認定しているということでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 関係資料の23ページが認定する路線、それから、38ページが廃止をする路線であります。まず、廃止の関係のほうから申し上げますが、廃止の関係の芦谷山ノ田大入1号と、こういうところ。今、ここが名豊の芦谷インターのランプウエーコースという形の中で、なかなか通りはできないわけですがけれども、しかし、現実にはここを利用して、そして、23号のインター、ランプウエーの関係も含めて、この図面でいきますと左側に集落があります。そういう集落の人たちがこの道路を通りながら行き来している、こういう実態があります。現実にはここには横断歩道用の信号機もあるという形の中で、これを廃止して、23ページの認定のほうにいきますと、もうそこへはタッチできない、アクセスできないような形で認定をする。そうしたときに、要は、住民の皆

さんたちが住民のコミュニティーというような形で日常ふだんに利用されている。しかも横断歩道用の信号機も設置されているという形の中で廃止をされるという選択肢がなぜできたのかなというふうに思います。

それと、もう一つは、この関係で、地元の人たちとの協議もされた中でいろいろな意見が出てきている中で、要は、合意形成が図られたかどうか、これが一番の関係問題であります。合意形成の関係はどうなりましたか。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、23ページの認定する路線で見られるとおわかりだと思いますが、Vの字に曲がって、23号のところの狭間のほうへ北に抜ける道が今回、認定廃止されるということでございます。当然、この道路は、見られたとおり、23号のインターの真ん中を通るような道路でございます。現在、名四国道はこの交差点を詳細な交差点図面を今つくってございます。そういう中で、今後、計画図を策定していくわけですが、住民合意についてですが、この地区周辺の方を対象に、今、道路のワークショップというのを行ってございます。特に、平成24年の12月から今まで3回、毎月ということで、2月まで行ってきています。現在も、今、継続中ではありますが、要は、この23号線の分断も含めて、この狭間というか、この地区の道路形態をどうしようかということで、地主というか、地権者の方、約10名ほど参加をされて、町からも都市計画課だとか学校教育課が参加をして、芦谷区長、区長代理の参加のもとに行っています。

この中で、この廃止になろうという路線ですが、実は、これが通行どめになるというのは目に見えてくるというような状況で、かわる道路の整備をしてほしいというようなことで、つけかえ道路をして、ここのルートがいいではないかとか、そういうようなお話をしています。現に、今一番、こちらがまず提起をしているのは、歩行者は通れるようにしますということです。だから、歩行者については、新しく道路ができて通れると。ただ、車においてはどうしてもインターの中心部に行くということと、それから、今、詳細設計があるということで、国のほうで車が通れる計画ができるかということで、今現在、進めてございます。

そういう点で、代替案ができ次第、まだまだ進めていくということで、合意形成ということでは、まだ、そういう地元の方の意見を聞きながら随時進めるという形で、今後もうやっていきたいというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり廃止する路線が現道ですが、現道からいけば、住民にとっては非常に使い勝手がよかったということと、住民間の交流といいますか、回覧板を持っていたり、いろいろなつき合いがあったというときには、ここでうまくやってきたものが、形としてこうなっていく。認定する路線のほうで、今までなかったところまで、今度は、いわゆる言ってみれば、これは23号線の下、いわゆる地元でいう、けもの道のトンネルをつくって、そちらまで延長しなければ車での行き来ができないよという形の中で、地元の人たちもいろいろな知恵を出しながら、では、どう対応していくのかという形の中で出されてきたのが、廃止をする、現道のほうを見たほうがいいのかと思うので

すが、荻平松斧鏝1号線というふうには書いてありますが、その少し下のほうに、23号のランプウエーと現道の関係の三角地のようなイメージのところがあります。ここに町有地がありますよね。町有地の活用をしたこのランプウエーへのアクセスということも提案をされたというふうにお聞きをいたしております。そうしたことも含めていくなれば、どういう形で対応を考えておられるのか。今の答弁でいきますと、引き続きワークショップをしながら、住民の合意形成のために努力をしていきたいという内容であります。どういう状況で対応されますか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まだ、実は先ほども言いましたように、国のほうは、国のほうの23号用地の中で、廃止になったところが先ほど少し出ていましたように、例えば、国の用地の中で回転空地がとれば、今、廃止するところも町道は車が通れるようになるというようなことも1案として今上がっていますので、そういうものが出てきて、皆さんの意見を聞くという形がいいのではないかとこのように思います。

そういうふうには当然、車が通れるようになれば、現在廃止にしましたけれども、新たに町道認定をして町が管理をするというような形で行っていきたい。現時点でどういう計画かというのが具体化をしてございませんので、今回の認定については、この路線は、南側だけのルートとして変更をしていきたいということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、確定したという言い方はいけないですが、こういう認定はするけれども、廃止をするに当たって、さらに地元との関係、地元からも代案が示されている。それがどういう形で有効に活用して、交通安全と、それからもう一つは地域のコミュニティの醸成というものをどうつくり上げていくかという点でいけば、まだ、これからの関係だという形で、とりあえず認定する路線についてはこういう状況ですと。廃止をするについてもこうですと。しかし、これは今後、地元とのワークショップの中では変わってくる可能性、認定が変わるということではないですよ。状況、道路の線形とかそういうものが変わってくる可能性があるという受けとめ方がよろしいですか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 今後は、せっかくこうやって周辺の方と3回ほど定着してワークショップもでき、顔見知りにもなり、事業も進むかと思っておりますので、それは引き続き進めていくべきだというふうに思います。ただ、現在、このルート以外に考えられるというのは、そのワークショップの中でいろいろ意見を出し合ってもらって、それが最善であれば、当然それを採用すると。いろいろ考えるに、大きな交差点になりますので、そこら辺で公安協議とかいろいろ足かせもあるかと思っておりますが、意見は意見としてお伺いする中で、実施する過程においては国土交通省のほうでやられるものですから、そういう意見もお伺いして進めていきたいと。最終的に合意できる形での事業展開をしていく考えでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 部長答弁にありますように、大きな交差点になることは間違いない。ただ、そうしたときに、住民の側としては図面とかそういうものをいろいろ見ると。見

させてもらったと。しかし、それがイメージとしてなかなかうまくわからないから、これをどうするこうするという意見は言わせていただいておりますということですが、要は、その中で出てきているのは、大きな交差点ができた暁に、状況としては、自分の判断とか皆さんの視覚の問題、見た目とお互い変わってくるから、そうした点で、一つの問題としては、先ほど少し申し上げた、この近くに町有地が介在をしている。そういうものもうまく活用をする中で、さらに合意形成が図られるような努力を引き続きやっていただきたいということは申し上げておきます。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 当然、このインターのイメージというのはわからないということで、一つ、そういう点では、実は、この3月14日は狭間の方が蒲郡バイパスの工事現場も視察されるということで、蒲郡市内でできている現場を見るとインターの形も非常にわかるということで、多数参加するようなことも現実にも今、取り組んでいます。だから、そういう中では、イメージも含めて、いろいろ意見を出していただくというのは前提だと思います。ただ、町有地についても、そういう中で投げかけをして、そういう町有地を使って一番いい、合意できるものがあれば、それも使うということも当然あり得るといふふうに考えていますので、このワークショップの中で最善の方法を見つけていきたいというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第11号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、お諮りします。

本日の日程はこれまでとし、第19号議案以降の質疑は3月11日月曜日に繰り延べたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、第19号議案以降の質疑は3月11日月曜日に繰り延べることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後3時21分

○議長（池田久男君） 次回は、3月11日月曜日午前9時から会議を再開しますので、よろしく申し上げます。

閉会 午後3時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年3月8日

議 長 池 田 久 男

議 員 鈴 木 雅 史

議 員 中 根 久 治